

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理の流れ

本市のごみの収集・運搬は、生活系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者が行っています。

ごみの中間処理及び最終処分は、本市、宜野湾市、北谷町の2市1町で構成している倉浜衛生施設組合の一般廃棄物処理施設にて行っています。

本市の中間処理は、「エコトピア池原(熱回収施設)」においてもやせるごみの熔融処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」においてもやせないごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行われています。

草木類については、民間業者に処理を委託し、堆肥化の原料として有効利用しています。

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコボウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

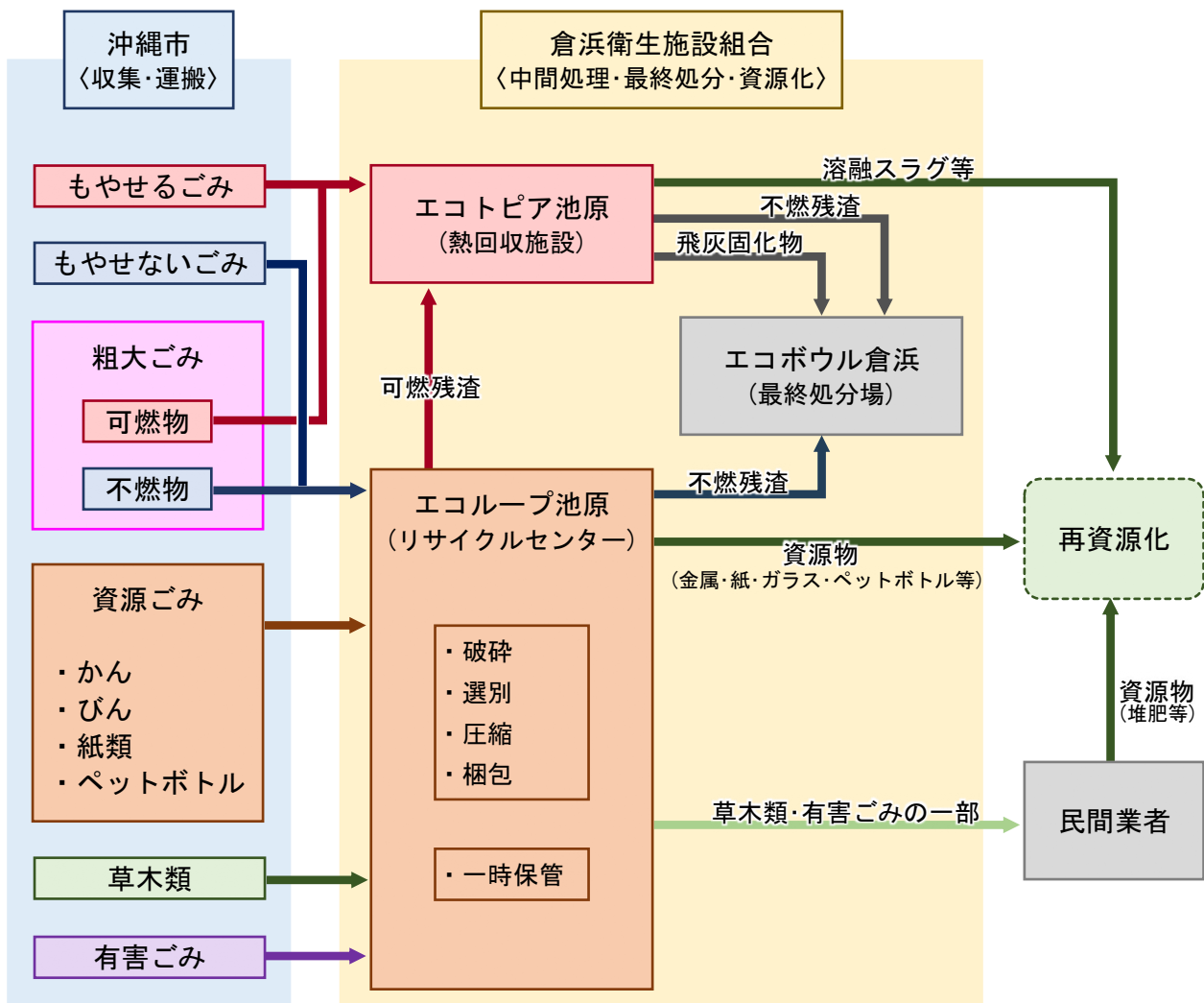


図 6 沖縄市のごみ処理の流れ

(2) ごみの分別区分

本市の分別区分は、生活系ごみが「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ(かん・びん・ペットボトル・紙類)」、「草木類」、「有害ごみ」の6種分別となっており、事業系ごみは「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「資源ごみ(かん・びん・ペットボトル・紙類)」の3種分別となっています。

家庭ごみの正しい分け方・出し方

- ① 分別して ② 収集日の朝8時までに
- ③ 一般住宅は門前(見えやすい場所)、アパート・マンション(共同住宅)は指定のごみ置き場へ出してください。
- ④ 1日に出せる量は9袋までです。ただし、草木類は除く。

プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、紙くず



もやせるごみ

曜日

中身が見えるように出し、口は必ずしばってください



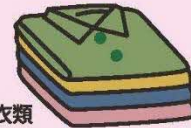
※1袋10kg以内で、もやせるごみの指定袋で出してください。

●廃食油

※紙パックなどに新聞紙を詰め、染み込ませてください。



●衣類



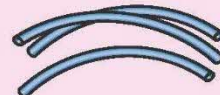
●ゴム・皮革製品



●プラスチック類

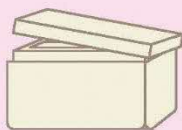
●生ごみ

※よく水切りすること



●ホース類

※50cm以内に切断してください
※50cmより長いものは粗大ゴミになります。



●発泡スチロール



●ペットの砂



●かばん



●紙おむつ

※汚物はトイレに流す

●衛生用品



●CD

●テープ類

注意していただくこと 竹串など鋭利なものの出し方

※鋭利なものは、紙などに包んで「キケン」と表示して出してください。

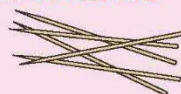


図 7 生活系ごみの正しい分け方・出し方①

家庭ごみの正しい分け方・出し方

金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品、その他



もやせないごみ

中身が見えるように出し、口は必ずしばってください



※1袋10kg以内で、もやせないごみの指定袋で出してください。



●炊飯器



●ビデオデッキ



●ラジカセ



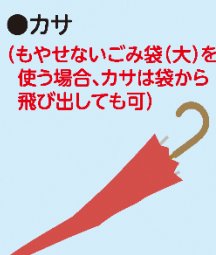
●電気コード・針金類
※50cm以内に切る
※50cmより長いものは粗大ゴミになります。



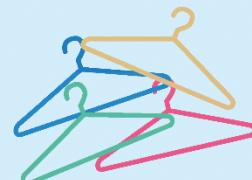
●なべ類



●小型の家電製品



●カサ
(もやせないごみ袋(大)を使う場合、カサは袋から飛び出しても可)



●ハンガー類



●食器類
(陶磁器、ガラス)



●白熱球



●ワギ類



●カミソリ・はさみ・包丁



●鏡・ガラス類



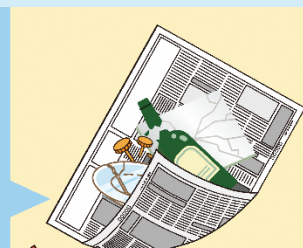
●花瓶



●がびょう



●割れたビン類
資源ごみには出せません



われものや先のとがったものは危ないので、新聞紙等に包み「われもの」と袋に明記してください。



曜日

草木類

水曜日

1日に出せる量は、袋または束あわせて6点まで

出し方



※1m以内の長さに切って10kg以内で束ねる



1本の太さ
直径15cm未満



※他のものは混ぜないで! ※10kg以内で透明袋に入れる

7点からは申込が必要です! 19ページのお問い合わせをご確認ください。
※申込した場合は、月曜日の収集となります。

収集できません

※自宅以外の場所(空地・お墓・畑など)の前

※木材・ベニヤ板・角材などの加工されたもの



※70L袋・90L袋などの大きい袋での収集はできません



図 8 生活系ごみの正しい分け方・出し方②

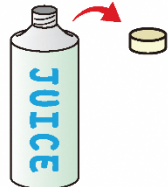
家庭ごみの正しい分け方・出し方



※かん・びん・ペットボトルごとに透明袋(中身が確認できる袋)に入れて、口は必ずしばってこまめに出してください。
二重袋・多重袋では出さないでください。

かん

①キャップを取る



※金属製のキャップはもやせないごみへ

②軽く水洗いをする



※透明袋に入れる



生ごみや食べ残しなど内容物の付着しているものは資源ごみ(かん)として収集できません。

ペンキ缶



一斗缶



ペンキ缶・一斗缶は中身を残さずもやせないごみへ

- カセットボンベ・スプレー缶(エアゾール缶)は、ガスを使い切って資源ごみに出してください。
- 中身の残ったカセットボンベ・スプレー缶(エアゾール缶)を排出するとごみ収集車やごみ処理施設の火災の原因となります。
- どうしてもガスを使い切ることができない場合は、袋を分け「残量あり」と袋に記載し出してください。



※穴あけは不要です

びん

①キャップを取る



※びんの口についている中栓は無理に取らないでそのまま出してください。
※金属製のキャップはもやせないごみへ

②軽く水洗いをする



※透明袋に入れる



陶磁器	耐熱ガラス	ガラス食器	照明	キャップ	薬品びん

図 9 生活系ごみの正しい分け方・出し方③

家庭ごみの正しい分け方・出し方

資源ごみ

曜日

有害ごみ

曜日

ペットボトル

※このマークが目印です



PET

①キャップをはずしてラベルをはがす

②軽く水洗いをする

※透明袋に入れて、口は必ずしばってください。



※キャップとラベルはもやせるごみへ



風の強い日はごみ袋が飛ばされ、中のごみが飛散することがあります。風の強い日は、各家庭で飛ばされにくくする対策をお願いします。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

下記のものもやせるごみとして出してください。

- 異物が混じているもの
- 洗剤や医薬品の容器など
- 卵パック



種類別に以下の2つの方法どちらかで排出してください。

紙類

1. 紙ひもでの出し方

紙ひも以外のひも(ビニールひもや麻ひもなど)やテープを使用すると収集できません。紙袋または紙ひもを使って出してください。

●新聞・チラシ

※新聞とチラシは混ぜても出せます。(紙袋可)



●段ボール

※テープ・ホッチキスは除く



●本・雑誌



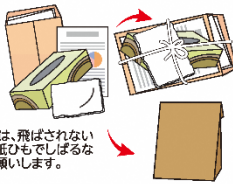
●紙パック

※牛乳パックなどは、洗って切り開いて、ひもで十文字にしばってください。



●雑がみ

※風の強い日は、飛ばされないように袋を紙ひもでしばるなど対策をお願いします。



2. 紙袋または段ボールに入れる出し方

必ず種類別に分別して、紙袋や段ボールに入れて出すようにお願いします。飛散対策や紙類以外を入れないことを守っていただきますようお願いいたします。

●新聞・チラシ

●本・雑誌



●段ボール



●紙パック

●雑がみ



※中身が確認できるようにしてください。



※1つの紙袋または段ボールに入れるのは10kgまでとなっております。

●雑がみ(例)

紙袋・封筒・包装紙・ティッシュの箱・トイレットペーパーの芯・ラップの芯・パンフレット・はがき(圧着ハガキは除く)・カレンダー・コピー用紙・学校のプリント・メモ用紙・お菓子の箱・ビール6缶セットの包み紙など

※素材が紙だけのものです。

雨の日の紙類の出し方

雨の日は、できるだけ次の収集日に出してください。紙は濡れると汚れたり、カビなどが発生することなどにより、リサイクルできません。ご協力をお願いします。



※袋には入れないでください。

資源化できないもの

窓(セロハン)のついた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、防水加工紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、油紙、写真、感熱紙(ファックス用紙)もやせるごみとして出してください。



詳しくはこちら▶



※種類別に透明袋(中身が確認できる袋)に入れて、口は必ずしばって出してください。

●蛍光灯

※包み箱に入れる(包み箱がない場合、透明袋に入れる。)



※白熱灯、LED電球は「もやせないごみ」へ

●水銀体温計

※透明袋に入れる



●ライター

※透明袋に入れる



※残量がある場合は、袋を分け「残量あり」と袋に記載し出してください。

●電池

(アルカリ・コイン・マンガン・ボタン・リチウム一次電池のみ) ※透明袋に入れる



※電極にセロハンテープを貼って絶縁してください。

●充電式電池

※透明袋に入れる



※電極にセロハンテープを貼って絶縁してください。 ※充電式電池の詳細い出し方はP2をご覧ください。

図 10 生活系ごみの正しい分け方・出し方④

1点につき粗大ごみ処理券(300円)1枚が必要です

家具類	●机・こたつ等 ●ダンス ●ソファ ●イス	寝具類	●毛布・布団類 ●ベッド・マット ●ベッド枠 ●じゅうたん・カーペット ●畳	毛布・布団類は50cm未満に切れば、もやせるごみ	指定ごみ袋に入っても、収集車を破損させるおそれがあるので、下記のものは粗大ごみとなります。
	●自転車 ●板切れ ●電子ピアノ		●鉄アレイ・金属塊 ●石油ストーブ		
その他	●物干しざお ●金属・プラスチック製パイプ ※10kg以内に束ねてください。	●電子ピアノ	●電子レンジ ●ポウリング球	●ガスコンロ(カセットコンロ含む)	

持ち運びしやすいように、ひも等でしばってください。

※1m程度、10kg以内に束ねてください。

粗大ごみとは？

指定ごみ袋(大)に入らない物が「粗大ごみ」となります。
(一部例外有り) ※200cm以内のものに限ります。

- 処理券はスーパー・コンビニなどで購入できます。
- 1個または1束につき処理券1枚を貼ってください。



粗大ごみの出し方

粗大ごみは、定期収集は行っておりません。収集を希望される方は、電話又はオンラインにて事前に申し込みを行ってください。

申し込み方法

電話受付

粗大ごみ 受付専用電話
938-5371

受付時間
平日 午前8時30分～午後5時15分

オンライン受付

沖縄市では、令和7年1月6日よりLogoフォームを活用した家庭から排出される粗大ごみ受付のオンライン化を開始しています!

そのため、24時間いつでもお手持ちのスマートフォンやパソコンから受付が可能となりました。詳細は右のQRコードをご確認ください。



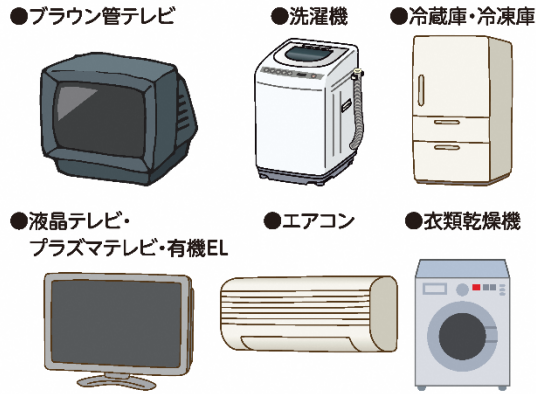
粗大ごみ回収までの流れ	STEP 1	STEP 2	STEP 3
	出すものを確認し、粗大ごみ処理券等を準備する	<ul style="list-style-type: none"> ●電話受付 電話で①住所②お名前③電話番号④出すごみの内容と数量を伝えてください。 ●オンライン受付 スマートフォンやパソコンからオンライン受付してください。 	受付日と受付番号を粗大ごみ処理券に記入し、指定の日に出す。(処理券がはがれないように注意してください) 処理券は見えにくいところに貼ってください。

図 11 生活系ごみの正しい分け方・出し方⑤

粗大ごみ処理券(300円)+家電リサイクル券の両方が必要です

粗大ごみ

家電4品目



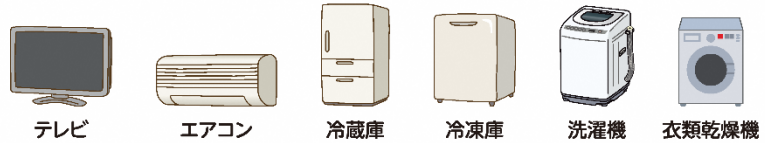
※家電リサイクル券は郵便局で販売しています。メーカーを確認して購入してください。
※テレビはサイズ、冷蔵庫、冷凍庫は容量も確認してください。



家電リサイクル

家電リサイクル法により、リサイクルが義務づけられています。過去に購入した小売店または買い替えをする小売店に引き渡すか、粗大ごみ受付をしてください。

家電4品目の出し方



自己搬入

引越しや家の清掃などで多量に出たごみ(※)を、直接処理施設へ搬入することができます。ただし、下記の方法で申し込みを行う必要があります。
※多量の目安としては、一度に100kg以上、または指定ごみ袋(大)10袋以上です。
※多量に出たごみを通常の収集曜日に出す場合は、数回に分けて出してください。



- ①家庭ごみの正しい分け方・出し方(6~10ページ)を守り、**きちんと分別を行う**。
もやせるごみ、もやせないごみは指定袋に入れる。粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼る。
- ②環境課窓口で、申請を行う。搬入されるものの分別を確認したあとに搬入許可証を発行します。分別が正しくないと搬入許可証の発行ができません。
※ごみを運ぶ時は、ごみが飛散・落下しないように、荷台にシートをかける、または、ロープで縛る等してください。
- ③搬入許可証を持って、処理施設へ搬入する。

お問い合わせ 沖縄市役所 環境課 クリーン係 電話 939-1212(内線 2223~2226)

図 12 生活系ごみの正しい分け方・出し方⑥

品 沖縄市 事業系ごみの分け方・出し方

How To Take Out The Trade Refuse 工商業系ごみ分類・ごみ投出方法

Combustible Trash 可燃ごみ

もやせごみ

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口



※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請装入透明垃圾袋後投出

- 紙くず Paper scraps 紙屑
- 生ごみ※よく水切りすること! Food scraps. Drain well. 厨余※請充分瀝乾水分
- ゴム・皮革製品 Rubber/leather 橡膠・皮革製品
- かばん Bags 手提包
- ホース Hoses 塑料管
- 50cm 以内に切断してください Cut into pieces shorter than 50cm. 請切断為 50cm 以内長短
- 布きれ Fabric scraps 布類 (破布)
- CD・テープ類 CDs / Cassette tapes
- CD・錄影帶類
- 弁当から Disposable lunch boxes 便當空盒
- プラスチック類 Plastics 塑膠類

Noncombustible Trash 不可燃ごみ

もやせごみ

口は必ずしばって→
ください
Tie the bag
securely.
請務必扎緊袋口



※透明袋で出してください
Place in clear bags.
※請装入透明垃圾袋後投出

- 電球 (白熱球・LED) Light bulb (Incandescent Light bulb・LED Light bulb) 燈泡 (白熾燈・LED燈)
- 小型の電化製品 Small electrical appliances 小型家電
- なべ類 Pots 鍋類
- ハンガー (金属) Metal hangers 衣架 (金属)
- フライパン Frying pans 平底鍋
- 食器類 (陶器類、ガラス) Tableware (ceramic/glass) 餐具類 (陶瓷、玻璃)
- 炊飯器 Rice cooker 電飯鍋
- 電気ポット Electric pots 電熱水壺
- カサ Umbrellas 雨傘
- 電気コード Electrical Cord 電源線
- 50cm 以内に切断してください Cut into less than 50cm 請切断為 50cm 以内長短

Recyclable Trash Cans/bottles/paper/PET bottles 資源ごみ 罐、瓶、紙類、塑料瓶

資源ごみ

※スプレー缶などはガス必ず使い切る Empty aerosol from spray cans. ※噴霧罐等請務必把氣體全部排出

※このマークが目印です This sign indicates the material is recyclable. ※請由此符號辨識

※透明袋に入れて、口は必ずしばって出してください。 Place in clear bags. Tie the bag securely. ※請装入透明垃圾袋後投出※請務必扎緊袋口

※紙類は種類別に紙ひもで十文字にしぼってください。紙ひも以外を使用すると収集できません。 Please tie each type of Newspaper and magazines with paper rope. It cannot be collected. If you use anything other than paper rope. 紙類ごみ請按種類區分後用紙繩以十字型捆綁 未使用紙繩捆綁將不予回收

※新聞とチラシは混ぜても出せます Newspapers and flyers can be mixed. ※報紙和宣傳單可以混在一起投出

※テープ、ホッチキスは除く Remove tape and staples. ※請除去膠帶、訂書針

※罐がみの出し方 封筒や紙袋に入れて出してください。フィルム、ビニールは取り外してもやせるごみへ Place mixed paper in envelope or paperbag. Make sure to remove any plastic film from the paper and dispose as combustible trash. ※廢紙的投出 請装入信封或紙袋後投出 請除去膠帶、塑料瓶蓋、蓋可能把瓶身壓扁

お問い合わせ先：●ごみの分け方・出し方・資源化について ●許可業者について 沖縄市役所 環境課 ☎939-1212 (代) 内線 2223~2226
 Contact: ● How to separate, take out or recycle the trash ● Approved operator information Environmental Division, Okinawa City hall TEL:939-1212(Ext.2223~2226)
 諮詢專線 ●有關垃圾的分類、投出方式、資源回收 ●有關持有營業執照的公司 沖縄市政府 環境課 939-1212 (總機)

図 13 事業系ごみの分け方・出し方

(3) ごみ処理の主体

本市のごみ処理の主体は、以下のとおりとなっています。

表 6 ごみ処理の主体

分別区分		排出抑制	収集・運搬	中間処理	最終処分	
生活系ごみ	もやせるごみ	市民	沖縄市	倉浜衛生 施設組合	倉浜衛生 施設組合	
	もやせないごみ					
	資源ごみ					紙類
						かん
						びん
						ペットボトル
	草木類					
	有害ごみ					
粗大ごみ						
事業系ごみ	もやせるごみ	事業者				
	もやせないごみ					
	資源ごみ					紙類
						かん
						びん
						ペットボトル

(4) 収集・運搬体制

本市のごみの収集運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみについては本市が委託する事業者（以下「委託業者」という。）、事業所から排出される事業系ごみについては本市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）により行われています。

① 収集区域

沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域

② 収集方式

生活系ごみ：原則門前収集により行っていますが、パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により収集を行っています。

事業系ごみ：事業者と許可業者の契約により収集方式が決定されます。

(5) 中間処理・最終処分体制

① 中間処理体制

本市の中間処理は、倉浜衛生施設組合の「エコトピア池原(熱回収施設)」にて可燃ごみの溶融処理、「エコループ池原(リサイクルセンター)」にて不燃ごみ及び粗大ごみ(不燃性)の破碎・選別処理、かん類の選別・圧縮処理、びん類の選別処理、ペットボトル及び紙類の圧縮・梱包処理が行われています。



図 14 エコトピア池原(熱回収施設)及びエコループ池原(リサイクルセンター)の外観

表 7 エコトピア池原(熱回収施設)の概要

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	309t/日 (103t/24h×3 炉)
溶融焼却設備	流動床式ガス化溶融炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機及び蒸気利用方式 (最大出力 6,000kW)
建築面積	5,059.55 m ²
延床面積	9,425.85 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 4 階
総事業費	9,954,000 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

表 8 エコループ池原(リサイクルセンター)の概要

施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)
所在地	沖縄市字池原 3394 番地
竣工年月	平成 22 年 3 月
施設規模	82t/日(5h) 不燃ごみ(21t/5h)・不燃性粗大ごみ(7t/5h)・かん類(12t/5h)・びん類(8t/5h) ペットボトル(3t/5h)・紙類(31t/5h) [ストックヤード併設] 面積: 1,525 m ² 分別: 14 分別(紙類・金属類・ガラス類・ペットボトル・草木類・スラグ・その他)
建築面積	3,195.33 m ²
延床面積	5,480.57 m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造、地上 4 階
総事業費	1,862,700 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

② 最終処分体制

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)は、「エコポウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。



図 15 エコポウル倉浜(最終処分場)の外観

表 9 エコポウル倉浜(最終処分場)の概要

施設名称	エコポウル倉浜(最終処分場)
所在地	沖縄市字倉敷 111 番地
竣工年月	平成 8 年 12 月
稼働年月	平成 9 年 4 月
埋立対象	焼却灰・破碎残渣
施設規模	埋立処分場：埋立面積 38,000 m ² 、埋立容量 400,000 m ³ 浸出水処理施設：処理能力 140 m ³ /日
処理方式	埋立処分場：準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設：接触ばつ気生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
総事業費	2,738,582 千円

資料 倉浜衛生施設組合ホームページ (<http://www.kurahama.or.jp/>)

(6) ごみ排出量の実績

本市の過去10年間(平成27年度～令和6年度)のごみ排出量実績を以下に示します。

表 10 ごみ排出量実績

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
行政区域内人口(人)		139,813	141,090	141,451	141,747	142,093	142,702	142,725	142,374	141,942	141,496		
事業所数(事業所)		—	5,275	—	—	—	—	5,163	—	—	—		
生活系ごみ (t/年)	収集ごみ	もやせるごみ	22,852	23,245	23,293	23,634	22,457	23,182	22,979	21,971	21,065	20,579	
		もやせないごみ	582	606	684	757	824	1,032	923	826	815	765	
		粗大ごみ	663	691	649	788	881	1,070	1,071	1,019	952	971	
		資源ごみ	3,087	3,190	3,182	3,293	4,586	5,479	5,287	4,976	4,691	4,819	
		かん類	466	520	433	364	338	354	320	289	297	272	
		びん類	1,063	1,077	1,116	1,158	983	904	833	795	763	719	
		ペットボトル	441	492	503	535	552	576	592	599	613	615	
		紙類	739	766	788	900	1,182	1,821	1,746	1,389	1,346	1,333	
		草木類	378	335	342	336	1,531	1,824	1,796	1,904	1,672	1,880	
		有害ごみ	18	17	17	16	33	35	41	39	40	38	
	計	27,202	27,749	27,825	28,488	28,781	30,798	30,301	28,831	27,563	27,172		
	直接搬入ごみ	もやせるごみ	221	218	196	203	170	281	585	13	11	20	
		もやせないごみ	3	7	9	15	4	14	3	4	4	6	
		粗大ごみ	9	14	100	71	68	91	76	73	60	40	
		資源ごみ(草木)	185	184	163	210	142	94	114	93	92	128	
		有害ごみ	0*	0	0	0*	0	0*	0*	0*	0*	0*	
		計	418	423	468	499	384	480	778	183	167	194	
	収集ごみ+直接搬入ごみ	もやせるごみ	23,073	23,463	23,489	23,837	22,627	23,463	23,564	21,984	21,076	20,599	
		もやせないごみ	585	613	693	772	828	1,046	926	830	819	771	
		粗大ごみ	672	705	749	859	949	1,161	1,147	1,092	1,012	1,011	
資源ごみ		3,272	3,374	3,345	3,503	4,728	5,573	5,401	5,069	4,783	4,947		
かん類		466	520	433	364	338	354	320	289	297	272		
びん類		1,063	1,077	1,116	1,158	983	904	833	795	763	719		
ペットボトル		441	492	503	535	552	576	592	599	613	615		
紙類		739	766	788	900	1,182	1,821	1,746	1,389	1,346	1,333		
草木		563	519	505	546	1,673	1,918	1,910	1,997	1,764	2,008		
有害ごみ		18	17	17	16	33	35	41	39	40	38		
合計	27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366			
事業系ごみ (t/年)	収集ごみ	もやせるごみ	13,986	13,887	13,896	14,139	13,584	12,886	12,804	13,158	13,285	13,351	
		もやせないごみ	134	139	147	185	191	200	195	194	181	176	
		資源ごみ	621	586	587	635	725	561	501	587	573	543	
		かん類	60	58	46	50	52	47	41	7	2	4	
		びん類	517	478	489	522	523	397	354	473	485	469	
		ペットボトル	6	8	9	22	108	70	43	46	36	20	
		紙類	38	42	43	41	42	47	63	61	50	50	
		合計	14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070	
		ごみ総排出量 (生活系+事業系)	t/年	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436
			t/日	116	117	118	120	119	123	122	118	114	114
g/人/日	828		831	831	849	840	863	856	827	804	802		
生活系ごみ	t/年		27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366	
	kg/人		198	200	200	204	205	219	218	204	195	193	
	g/人/日		540	547	548	560	561	601	597	558	534	530	
事業系ごみ	t/年	14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070		
	t/日	40	40	40	41	40	37	37	38	38	39		

資料 ごみ排出量：ごみ搬入及び処理状況年報(倉浜衛生施設組合)

事業所数：経済センサス

※「草木類」は資源化されるため「資源ごみ」として集計

※生活系ごみ 直接搬入ごみ 有害ごみ

H27(0.14 t/年)、H30(0.01 t/年)、R2(0.02 t/年)、R3(0.01 t/年)、R4(0.02 t/年)、R5(0.01 t/年)、R6(0.01 t/年)

(7)ごみ排出量

本市の令和6年度のごみ総排出量は 41,436 t/年、1人1日当たりごみ排出量は 802 g/人・日となっています。

過去10年間の1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度が 863 g/人・日と最も多くなっており、令和6年度が 802 g/人・日と最も少なくなっています。

1人1日当たりごみ排出量の全国平均値は減少傾向、沖縄県平均値は令和1年度をピークに減少傾向を示しており、本市では令和2年度をピークに減少傾向となっています。また、全国平均値及び沖縄県平均値よりも低い値で推移しています。

表 11 ごみの排出量の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
人口(人)	139,813	141,090	141,451	141,747	142,093	142,702	142,725	142,374	141,942	141,496	
ごみ総排出量 (t/年)	計画収集量	41,943	42,361	42,455	43,447	43,281	44,445	43,801	42,770	41,602	41,242
	直接搬入量	418	423	468	499	384	480	778	183	167	194
	合計	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436
	生活系	27,620	28,172	28,293	28,987	29,165	31,278	31,079	29,014	27,730	27,366
	事業系	14,741	14,612	14,630	14,959	14,500	13,647	13,500	13,939	14,039	14,070
1人1日 当たり ごみ排出量 (g/人・日)	沖縄市	828	831	831	849	840	863	856	827	804	802
	沖縄県	841	854	868	884	889	881	881	878	861	—
	全国	939	925	920	918	919	901	890	880	851	—

資料 ごみ搬入及び処理状況年報（倉浜衛生施設組合）、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

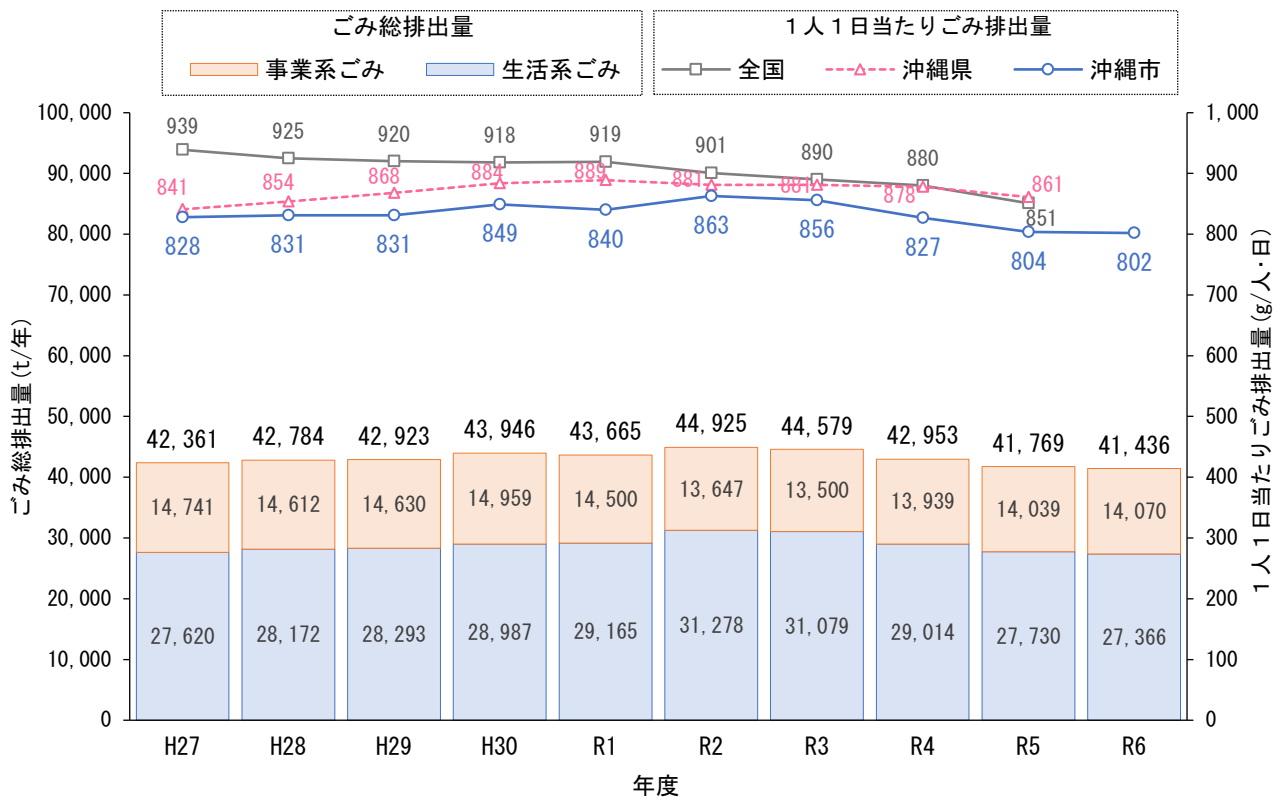


図 16 ごみ排出量の推移

(8) ごみ種類別排出量の推移

令和6年度のごみ種類別排出量は、もやせるごみが 33,950 t/年(81.93%)と最も多く、次いで資源ごみが 5,490 t/年(13.25%)、粗大ごみが 1,011 t/年(2.44%)、もやせないごみ 947 t/年(2.29%)となっています。

平成27年度と令和6年度のごみ種類別排出量の割合を比較すると、可燃ごみの割合は減少し、その他のごみの割合は増加しています。

表 12 ごみ種類別排出量の推移 (単位: t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
もやせるごみ	37,059	37,350	37,385	37,976	36,211	36,349	36,368	35,142	34,361	33,950
もやせないごみ	719	752	840	957	1,019	1,246	1,121	1,024	1,000	947
粗大ごみ	672	705	749	859	949	1,161	1,147	1,092	1,012	1,011
資源ごみ	3,893	3,960	3,932	4,138	5,453	6,134	5,902	5,656	5,356	5,490
かん類	526	578	479	414	390	401	361	296	299	276
びん類	1,580	1,555	1,605	1,680	1,506	1,301	1,187	1,268	1,248	1,188
ペットボトル	447	500	512	557	660	646	635	645	649	635
紙類	777	808	831	941	1,224	1,868	1,809	1,450	1,396	1,383
草木類	563	519	505	546	1,673	1,918	1,910	1,997	1,764	2,008
有害ごみ	18	17	17	16	33	35	41	39	40	38
合計	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436

資料 ごみ搬入及び処理状況年報 (倉浜衛生施設組合)

※「草木類」は資源化されるため「資源ごみ」として集計

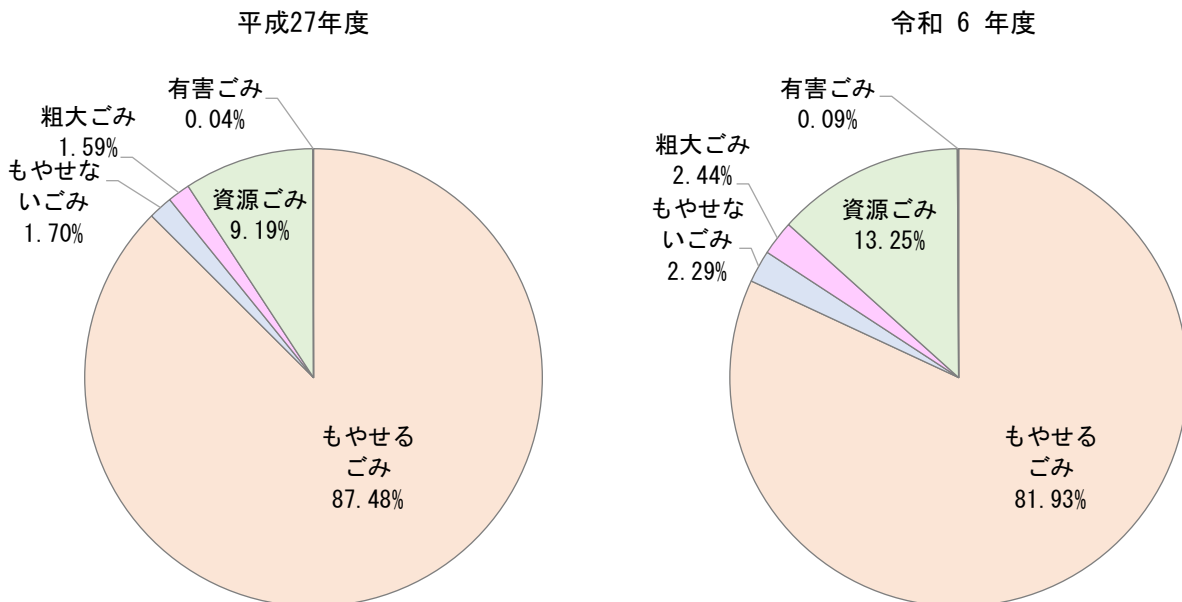


図 17 平成27年度と令和6年度のごみ種類別排出量の割合の比較

(9) ごみ処理状況

令和6年度のごみ処理量は、41,434 t/年となっており、そのうち直接焼却量が 34,555 t/年(83.4%)、焼却以外の中間処理量が 6,789 t/年(16.2%)となっています。

表 13 ごみ処理状況の推移 (単位: t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
直接焼却量	37,324	37,770	37,971	38,710	36,626	36,919	37,245	35,656	35,403	34,555
焼却以外の中間処理	4,276	4,107	4,384	4,687	6,574	7,943	7,700	7,192	6,784	6,879
リサイクルセンター	4,144	3,889	4,011	4,306	4,963	6,518	6,003	6,060	6,590	6,702
堆肥化施設	132	218	373	381	1,611	1,425	1,697	1,132	194	177
合計	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200	44,862	44,945	42,848	42,187	41,434

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

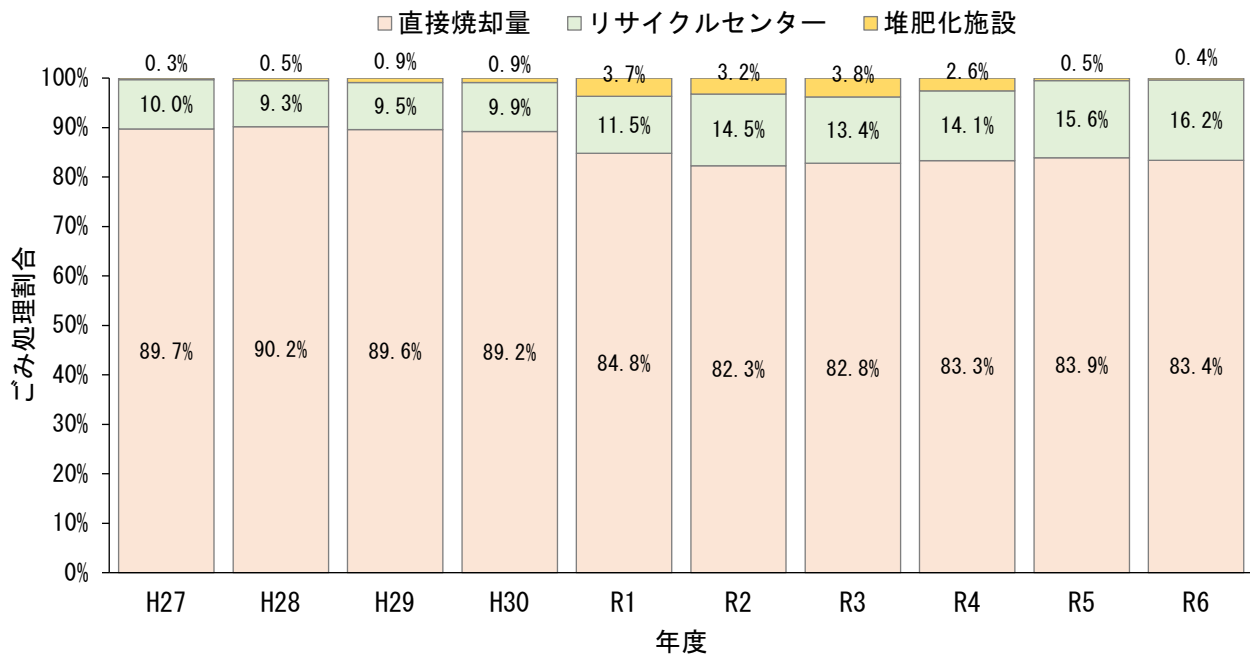


図 18 ごみ処理割合の推移

(10) 資源化の状況

令和6年度の資源化量は、5,106 t/年となっており、リサイクル率は12.3%となっています。

資源化量の内訳は、紙類 1,398 t/年(27.2%)が最も多く、次いでガラス類 1,102 t/年(21.6%)、溶融スラグ 913 t/年(17.9%)となっています。

過去10年間の推移では、令和3年度(資源化量：6,993 t/年、リサイクル率15.6%)をピークに減少傾向を示しています。

表 14 資源化量の推移 (単位：t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	610	590	606	761	1,191	1,859	1,889	1,575	1,407	1,398
その他紙	344	308	274	357	555	950	945	720	772	644
紙パック	7	5	5	6	7	9	9	7	6	5
紙製容器包装	259	277	327	398	629	900	935	848	629	749
金属類	704	732	750	737	806	832	833	834	902	861
ガラス類	1,179	1,191	1,220	1,157	1,239	1,144	1,120	1,158	1,160	1,102
ペットボトル	362	393	410	441	583	582	591	601	618	616
その他	1,510	1,137	1,233	961	1,914	1,927	2,560	2,513	1,107	1,129
肥料	130	215	368	375	1,582	1,399	1,668	1,113	192	177
溶融スラグ	1,365	908	851	574	263	480	839	1,354	880	913
蛍光灯等	15	14	14	12	69	48	53	46	35	39
合計[資源化量]	4,365	4,043	4,219	4,057	5,733	6,344	6,993	6,681	5,194	5,106
リサイクル率	10.5%	9.7%	10.0%	9.3%	13.3%	14.1%	15.6%	15.6%	12.3%	12.3%
ごみ処理量	41,600	41,877	42,355	43,397	43,200	44,862	44,945	42,848	42,187	41,434

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

※リサイクル率：ごみ処理量に対する資源化量の割合【合計[資源化量]÷ごみ処理量×100】

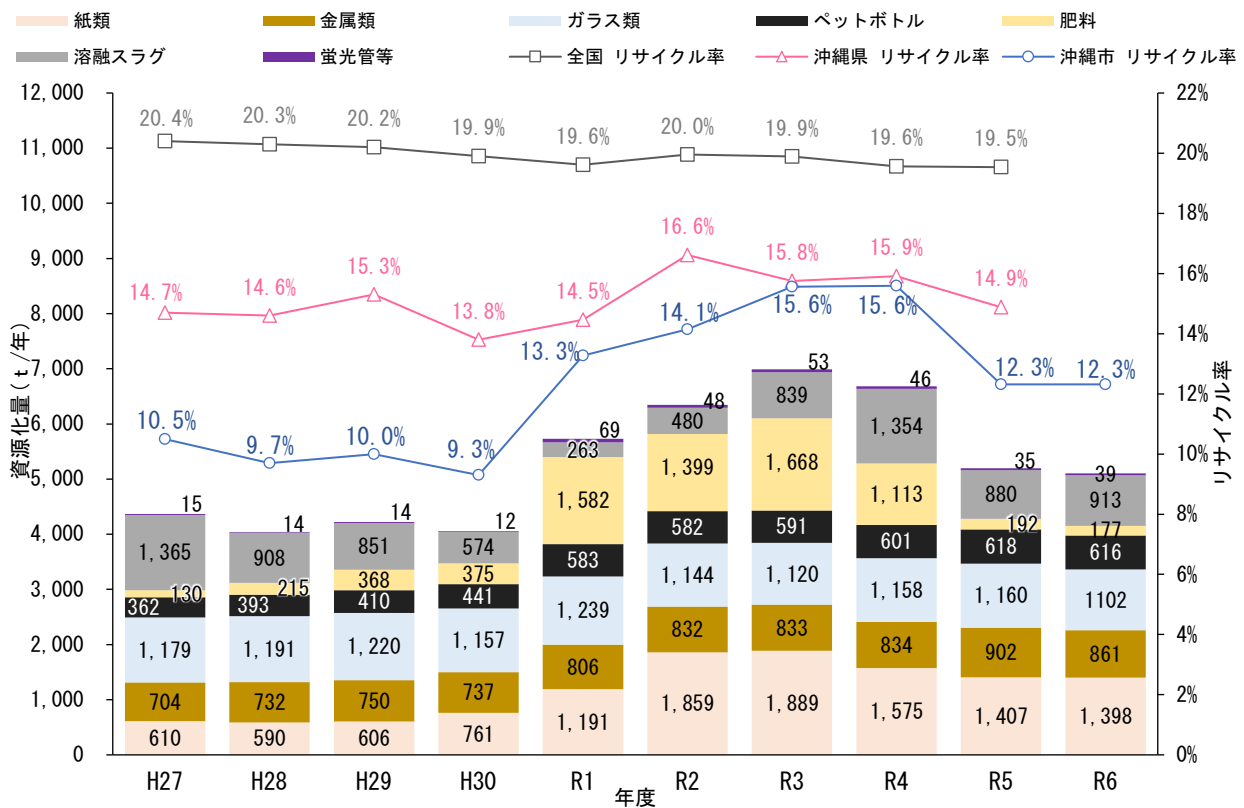


図 19 資源化量の推移

(11) 余熱利用(発電)の状況

倉浜衛生施設組合のエコトピア池原(熱回収施設)では、排ガスの熱エネルギーを利用し発電を行い、施設内の電力を賄っており、余剰電力は電力会社へ売電しています。

表 15 熱回収施設での余熱利用(発電)の実績(単位: MWh/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総発電量	32,516	33,413	34,776	36,026	34,861	36,676	35,340	34,816	33,865	31,652

資料 倉浜衛生施設組合資料

(12) 生ごみ処理容器等の購入に対する助成

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化と生ごみの有効利用を図るため、生ごみ処理容器等の購入に対する助成制度を設けています。

令和6年度は、生ごみ処理容器 32 台、生ごみ処理機 27 台、生ごみ処理菌 16 回の助成を実施しています。

表 16 生ごみ処理容器等の購入に対する助成実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ処理容器(台)	21	26	15	5	11	16	23	32	20	32
生ごみ処理機(台)	13	10	6	10	11	18	27	20	18	27
生ごみ処理菌(回)	—	—	—	5	5	12	18	21	14	16
合計	34	36	21	20	27	46	68	73	52	75

資料 沖縄市環境課資料

(13) 最終処分の状況

① 最終処分量の推移

最終処分の対象物は、エコトピア池原(熱回収施設)から排出される焼却残渣(飛灰固化物)及びエコループ池原(リサイクルセンター)から排出される処理残渣(不燃残渣)です。

令和6年度の最終処分量は3,045 tとなっており、最終処分率は7.3%となっています。

表 17 最終処分量の推移 (単位：t/年)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最終処分量	2,344	2,933	2,974	3,432	3,631	4,028	3,257	2,443	3,079	3,045
焼却残渣量	1,969	2,543	2,543	2,951	3,162	3,388	2,835	1,953	2,614	2,637
処理残渣量	375	390	431	481	469	640	422	490	465	408
最終処分率	5.5%	6.9%	6.9%	7.8%	8.3%	9.0%	7.3%	5.7%	7.4%	7.3%
ごみ総排出量	42,361	42,784	42,923	43,946	43,665	44,925	44,579	42,953	41,769	41,436

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省、沖縄市)

※最終処分率：ごみ総排出量に対する最終処分量の割合【最終処分量÷ごみ総排出量×100】

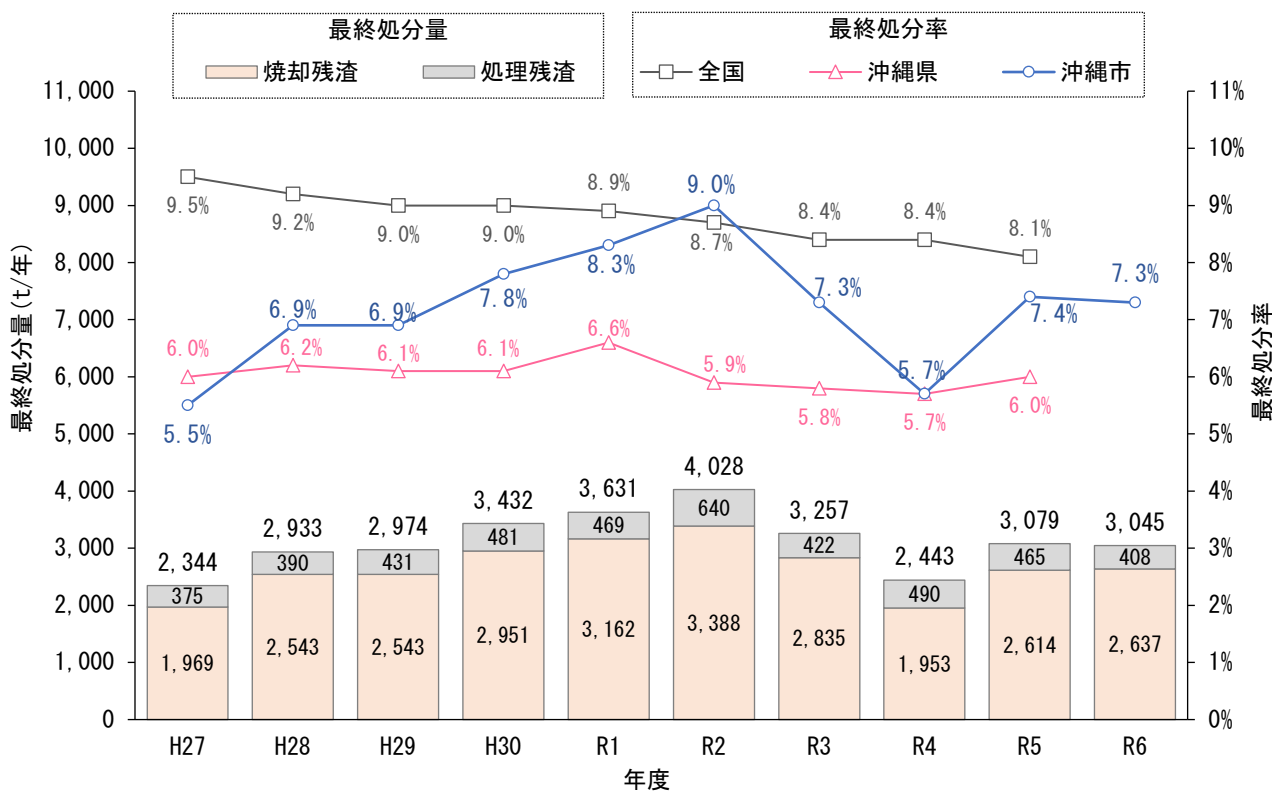


図 20 最終処分量の推移

② エコボウル倉浜(最終処分場) 残余容量及び残余年数の推移

倉浜衛生施設組合エコボウル倉浜(最終処分場)では、中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣(破碎残渣)の埋立処分を行っています。

当該施設は平成9年4月より供用を開始し、埋立容量は400,000 m³です。

令和6年度末時点における残余容量は172,278 m³であり、令和6年度埋立量を基に試算した残余年数は約34年となっています。

表 18 エコボウル倉浜(最終処分場) 残余容量及び残余年数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
埋立量(m ³ /年)	4,412	5,335	5,280	6,108	5,966	6,477	5,308	4,106	5,025	5,047
埋立量累計(m ³)	179,070	184,405	189,685	195,793	201,759	208,237	213,545	217,650	222,676	227,722
残余容量(m ³)	220,930	215,595	210,315	204,207	198,241	191,763	186,455	182,350	177,324	172,278
残余年数(年)	50	40	40	33	33	30	35	44	35	34

資料 倉浜衛生施設組合資料

※エコボウル倉浜(最終処分場)埋立容量：400,000 m³

※残余年数(年)＝残余容量(m³)÷埋立量(m³/年)

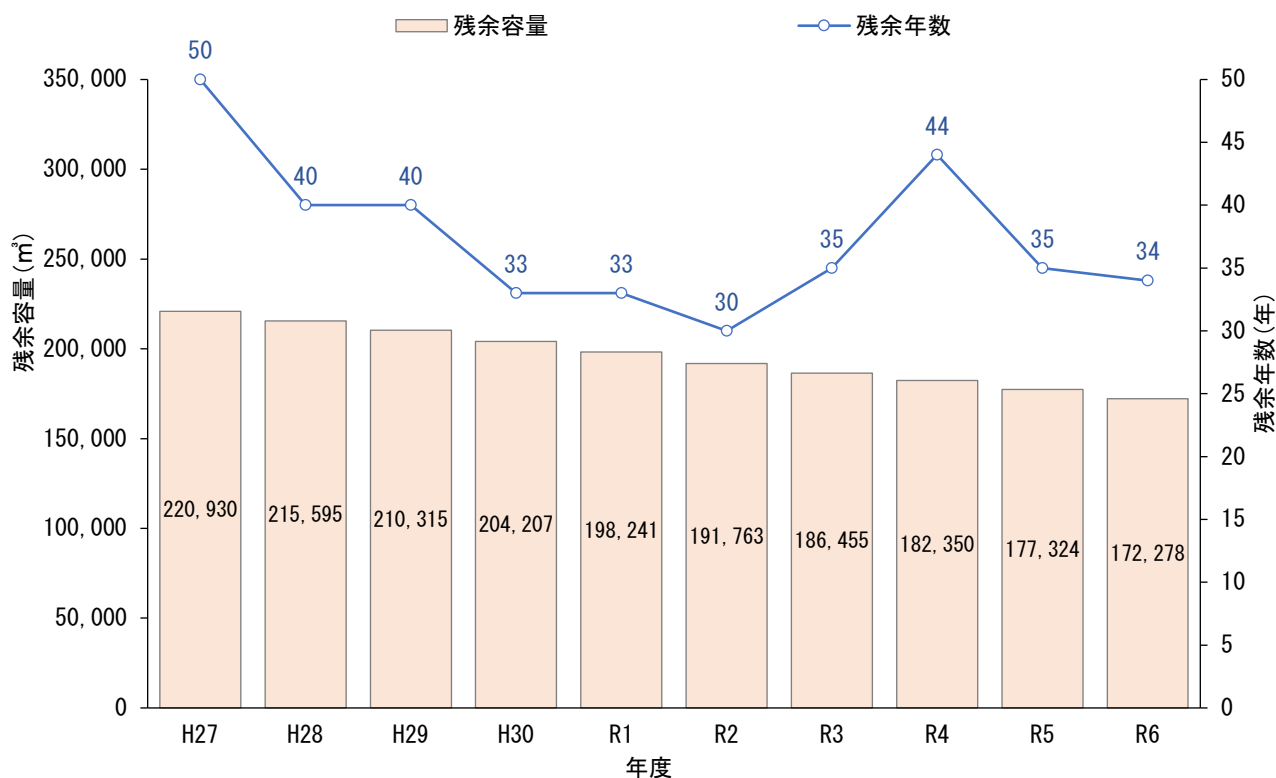


図 21 残余容量及び残余年数の推移

(14) ごみの性状

本市のごみ処理を行っている倉浜衛生施設組合では、可燃ごみのごみ質調査を年 12 回実施しています。

令和 6 年度 of 可燃ごみの「種類・組成」は、紙・布類が 48.6% と最も多く、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が 29.5%、厨芥類が 12.7% となっています。

「三成分」では、可燃分 52.1%、水分 42.5%、灰分 5.4% となっています。

表 19 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
種類・組成	紙・布類	28.5%	29.8%	50.2%	52.6%	47.1%	52.2%	49.8%	53.8%	50.9%	48.6%
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類	25.3%	30.1%	31.2%	31.1%	38.0%	30.1%	28.1%	29.0%	26.3%	29.5%
	木・竹・ワラ類	36.3%	30.6%	6.8%	7.4%	4.8%	6.0%	10.8%	5.4%	10.5%	6.5%
	厨芥類	3.1%	3.7%	9.2%	5.8%	7.0%	8.1%	8.6%	9.1%	9.9%	12.7%
	不燃物類	1.5%	2.6%	1.5%	1.6%	1.2%	2.5%	1.7%	1.7%	1.4%	1.7%
	その他	5.3%	3.2%	1.1%	1.5%	1.9%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
単位容積重量 (kg/m ³)		122	114	100	106	120	96	95	93	115	116
三成分	水分	29.5%	29.4%	38.4%	40.4%	42.4%	40.1%	40.2%	39.9%	39.4%	42.5%
	灰分	5.8%	6.1%	6.3%	6.5%	6.2%	6.6%	5.8%	5.3%	5.4%	5.4%
	可燃分	64.7%	64.5%	55.3%	53.1%	51.4%	53.3%	54.0%	54.8%	55.2%	52.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		13,408	13,508	11,857	9,966	9,861	10,378	11,100	11,273	11,035	10,406

資料 倉浜衛生施設組合

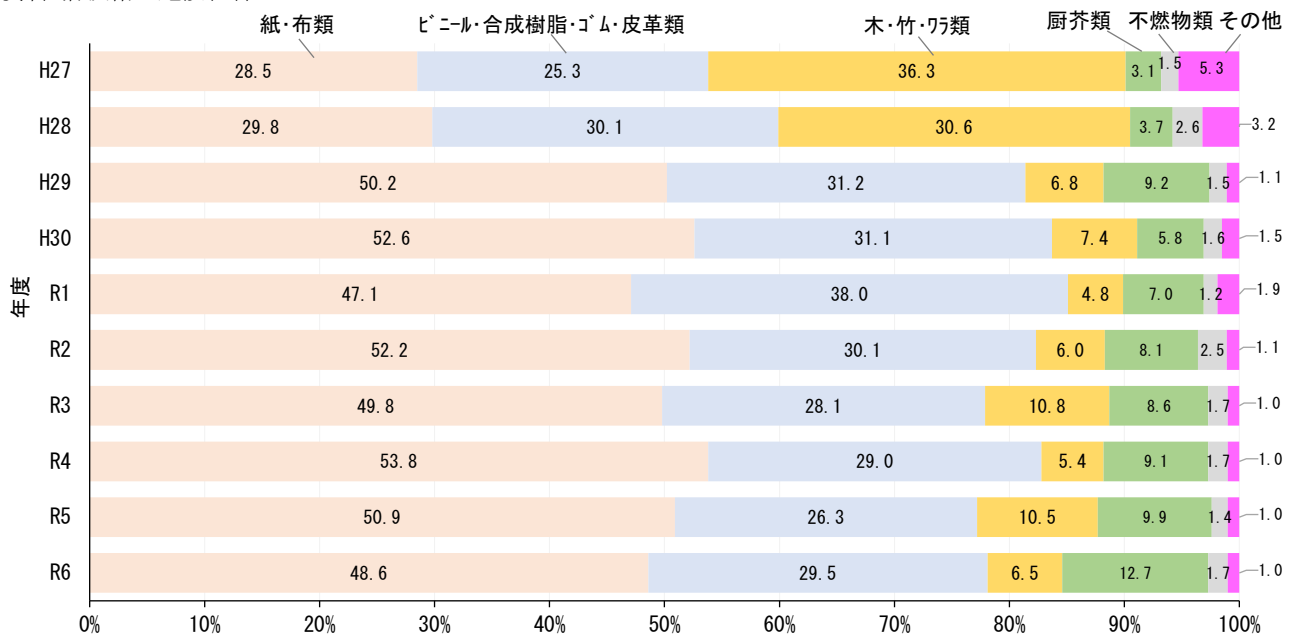


図 22 可燃ごみのごみ質調査結果(倉浜衛生施設組合)

(15) ごみ処理に要した費用

平成 27 年度～令和 6 年度までの本市のごみ処理経費の平均は、年間約 12 億円となっています。

令和 6 年度のごみ処理事業計費は、約 13 億 2 千万円となっており、市民 1 人当たりのごみ処理費用は 9,303 円、ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用は 31,769 円となっています。

表 20 ごみ処理事業経費の推移（平成 27～令和 1 年度）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
処理及び維持管理費	1,103,377 千円	982,605 千円	970,736 千円	1,055,628 千円	1,133,262 千円
市民 1 人当たりのごみ処理費用 (沖繩市人口)	7,892 円/人 (139,813 人)	6,964 円/人 (141,090 人)	6,863 円/人 (141,451 人)	7,447 円/人 (141,747 人)	7,975 円/人 (142,093 人)
ごみ 1 t 当たりのごみ処理費用 (ごみ総排出量)	26,523 円/t (41,600 t/年)	23,464 円/t (41,877 t/年)	22,919 円/t (42,355 t/年)	24,325 円/t (43,397 t/年)	26,233 円/t (43,200 t/年)

表 21 ごみ処理事業経費の推移（令和 2～6 年度）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
処理及び維持管理費	1,269,798 千円	1,308,085 千円	1,566,758 千円	1,317,007 千円	1,316,315 千円
市民 1 人当たりのごみ処理費用 (沖繩市人口)	8,898 円/人 (142,702 人)	9,165 円/人 (142,725 人)	11,005 円/人 (142,374 人)	9,278 円/人 (141,942 人)	9,303 円/人 (141,496 人)
ごみ 1 t 当たりのごみ処理費用 (ごみ総排出量)	28,305 円/t (44,862 t/年)	29,104 円/t (44,945 t/年)	36,565 円/t (42,848 t/年)	31,218 円/t (42,187 t/年)	31,769 円/t (41,434 t/年)

資料 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、廃棄物対策の概要(沖繩県)、日本の廃棄物処理(環境省)

※市民 1 人当たりのごみ処理費用=処理及び維持管理費÷沖繩市人口

※ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用=処理及び維持管理費÷ごみ処理量

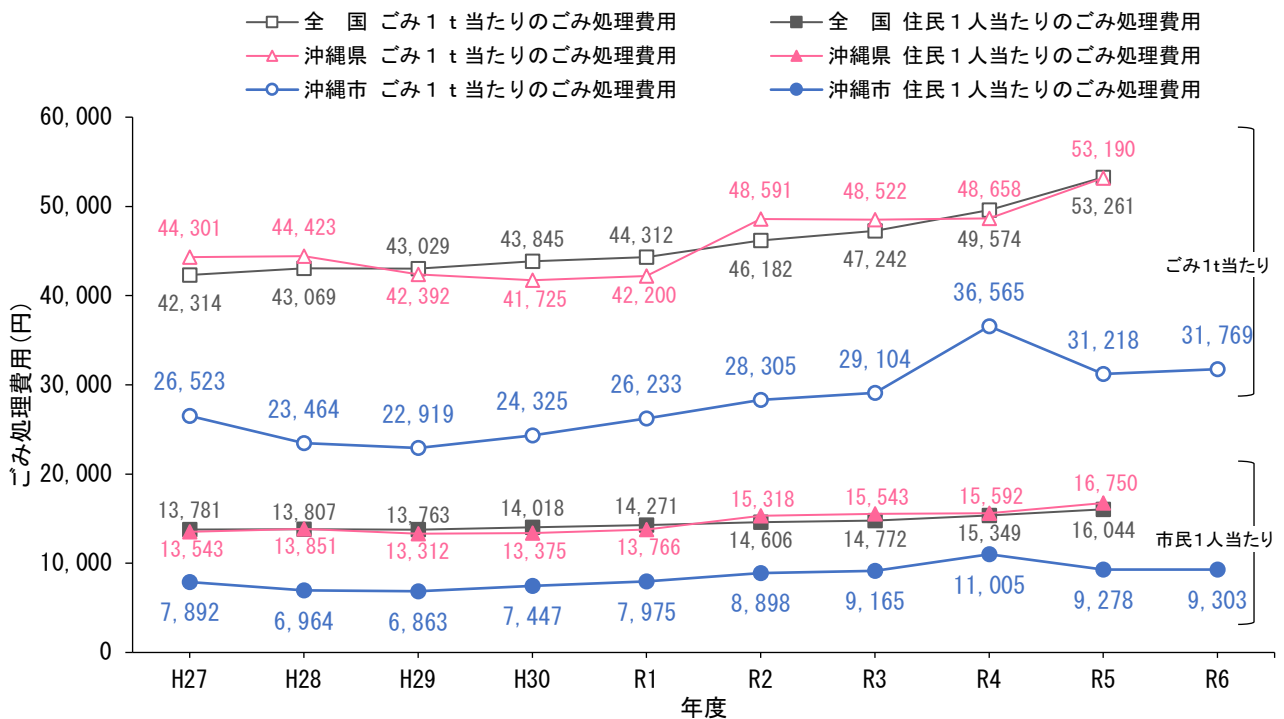


図 23 1 人当たり及び 1 トン当たりのごみ処理事業計費

(16) ごみ処理の評価

① 現計画の目標値との比較

実績値の推移と現計画の目標値を以下に示します。

表 22 実績値と目標値の比較

年度	実績値										目標値
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計画目標年 (R7)
ごみ総排出量 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	828	831	831	849	840	863	856	827	804	802	800
生活系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	540	547	548	560	561	601	597	558	534	530	536
事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 (t/日)	40	40	40	41	40	37	37	38	38	39	38.5
リサイクル率(%)	10.5	9.7	10.0	9.3	13.3	14.1	15.6	15.6	12.3	12.3	22.0

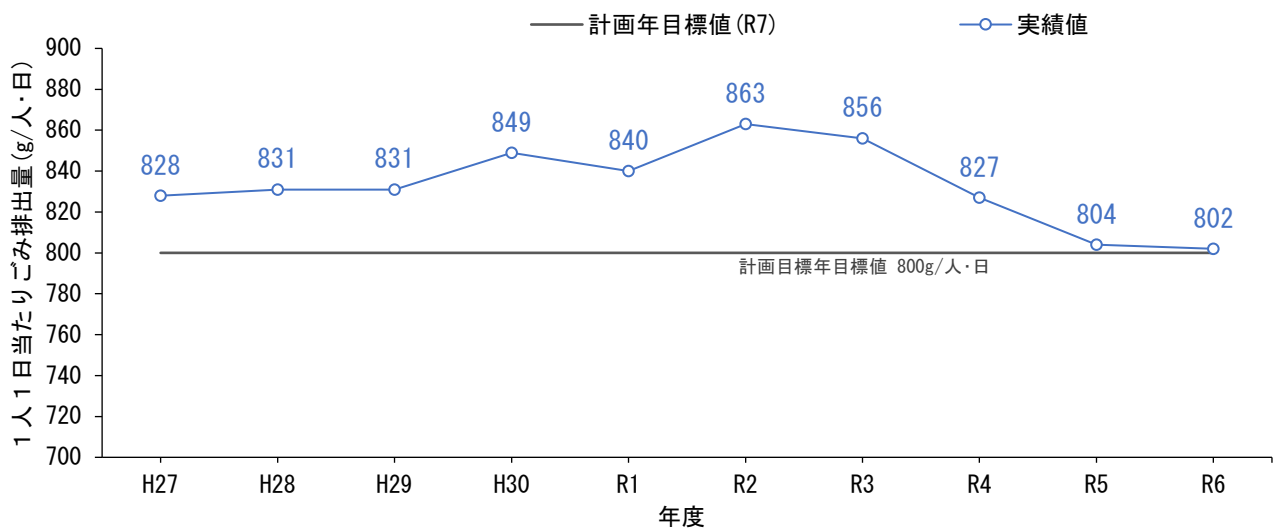


図 24 ごみ総排出量 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

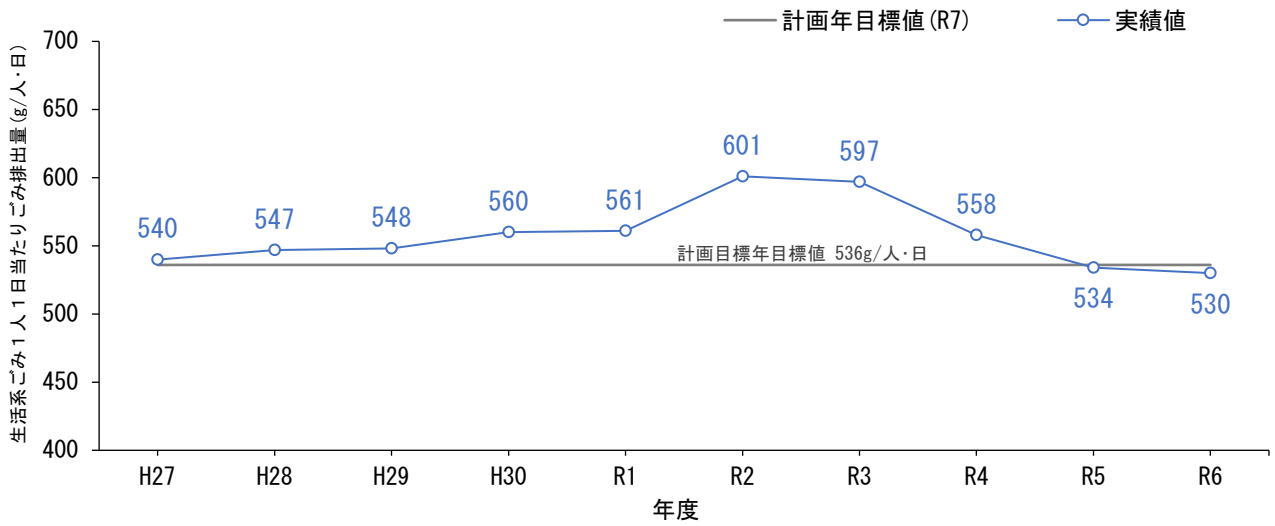


図 25 生活系ごみ 1人1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

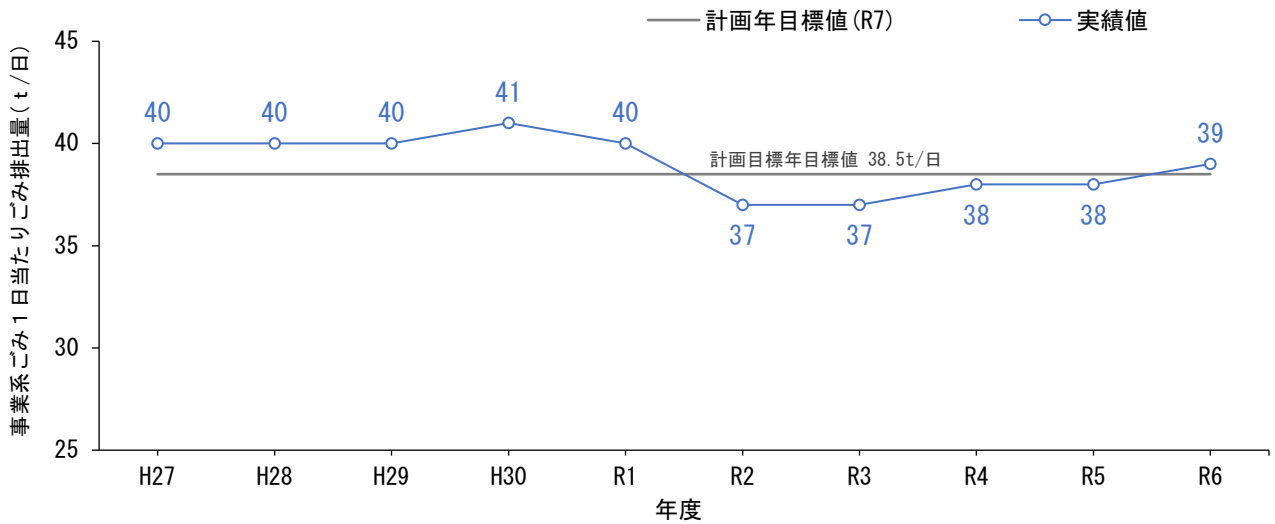


図 26 事業系ごみ 1日当たりごみ排出量 目標値と実績値の比較

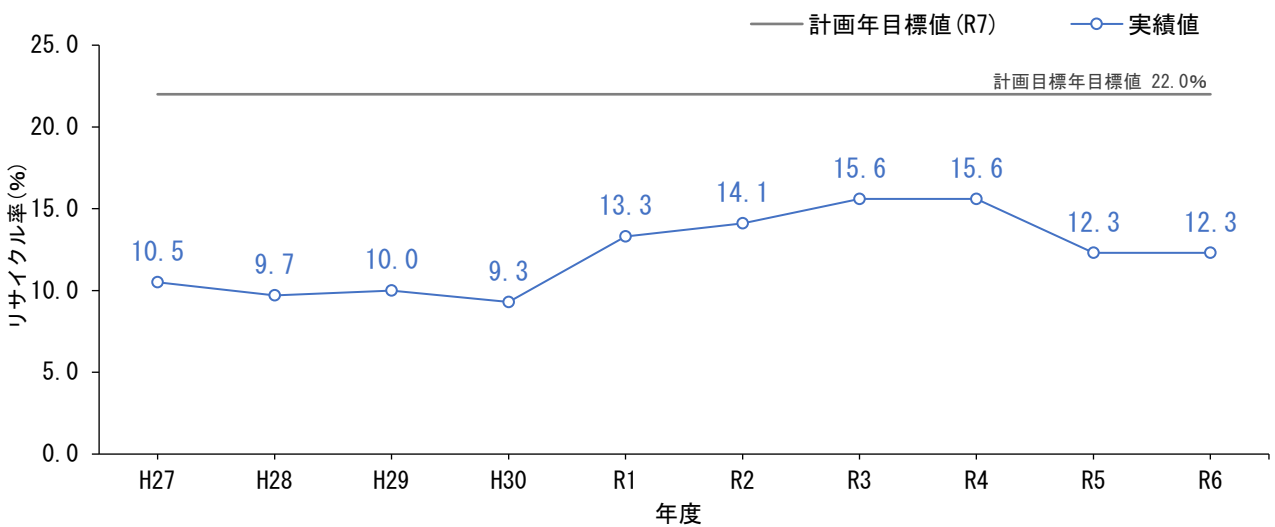


図 27 リサイクル率 目標値と実績値の比較

② 沖縄市・沖縄県・国の目標値との比較による評価

表 23 現計画の目標値と実績値との比較

項目	沖縄市の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	800 g/人・日	802 g/人・日	未達成
生活系ごみ排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	536 g/人・日	530 g/人・日	達成
事業系ごみ排出量 (1日当たりのごみ排出量)	38.5 t/日	39 t/日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	22.0%	12.3%	未達成

表 24 沖縄県の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	県の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	786 g/人・日	802 g/人・日	未達成
再生利用量 (リサイクル率)	22%	12.3%	未達成

※県の目標値：沖縄県廃棄物処理計画(第五期)

表 25 国の目標値を基準値とした沖縄市の実績値との比較

項目	国の目標値 令和7年度	沖縄市の実績値 令和6年度	達成評価
排出量 (1人1日当たりのごみ排出量)	850 g/人・日	802 g/人・日	達成
再生利用量 (リサイクル率)	約28%	12.3%	未達成

※国の目標値：第四次循環型社会形成推進基本計画

2. ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 排出抑制に係る課題

本市では、資源ごみの分別収集や生活系ごみの有料化、生ごみ処理器等への購入助成といった多様な排出抑制策を実施しています。

令和6年度の本市における1人1日当たりのごみ排出量は802g/人・日となっており、目標値(令和7年度：800g/人・日)まであと一步のところまで削減できています。

令和6年度の可燃ごみのごみ質調査(三成分：水分・灰分・可燃分)では、水分が42.5%と比率が高くなっています。水分の多くは厨芥類(生ごみ)由来であることから、さらなるごみ排出量削減に向けて、厨芥類(生ごみ)の水切りの徹底(「もう一絞リ」)により生ごみの減量化に努める必要があります。また、生ごみの堆肥化等による排出抑制の推進も課題となります。

令和6年度のリサイクル率は12.3%となっており、目標値(令和7年度：22%)を下回っている状況にあります。今後もしリサイクル率の向上に向けて、分別の徹底を進める必要があります。また、熔融スラグの有効利用について倉浜衛生施設組合及び構成市町(宜野湾市、北谷町)と連携し、検討を進める必要があります。

適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、行政、市民、事業者が一体となった取組が必要になります。情報提供や意識向上イベントなど啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていく必要があります。

(2) ごみ出しに係る課題

本市では、ペットボトルやびん類、紙類などの資源ごみが適切に排出されていない事例や充電式電池をはじめとする有害ごみかもやせないごみへ混入する事例が確認されており、分別ルールへの理解が不十分な場合があります。

適正排出を促す取組として、次の通り「資源ごみの紙類」及び「有害ごみ」の出し方の変更を実施しています。

分別品目	変更前	変更後	効果
資源ごみ 紙類	ひもでしばって排出	①紙ひもでしばって排出 ②紙袋またはダンボールに入れて排出	①ビニール紐がごみとなる事を防ぐ (ごみ排出量削減) ②排出利便性の向上
有害ごみ	「充電式電池・ボタン電池」は収集対象外	有害ごみとして収集	①排出利便性の向上 ②収集運搬の安全性向上 (充電式電池がもやせるごみへ混入して排出された場合、火災の原因となる可能性がある)

今後も、多様化する市民ニーズや多様化する製品の廃棄方法について把握し、ごみの分別の徹底及び排出時のルール遵守について、市民や事業者に対する周知徹底を今後も実施する必要があります。

本市では適正排出を促す取組として、令和7年4月から「資源ごみの紙類」及び「有害ごみ」の出し方の変更を実施しています。

「資源ごみの紙類」についてはひもでしばって排出をお願いしていましたが紙袋または段ボールに入れて出せるようにし、排出利便性の向上を図っています。また、充電式電池・ボタン電池については回収協力店の回収箱へ入れていただくようお願いしていましたが「有害ごみ」として収集対象とし、排出利便性の向上並びに収集運搬の安全性向上を図っています。

紙類の出し方

資源ごみの紙類の出し方が、紙ひもでの排出に加え、紙袋または段ボールに入れても排出できるようになります。

1.紙ひもでの出し方

紙ひも以外のひも(ビニールひもや麻ひもなど)やテープを使用すると収集できません。紙袋または紙ひもを使って出してください。

●新聞・チラシ

※新聞とチラシは混ぜても出せません。(紙袋可)



●段ボール

※テープ・ホッチキスは除く



●本・雑誌



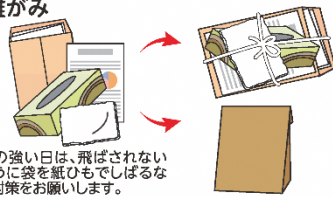
●紙パック

※牛乳パックなどは、洗って切り開いて、ひもで十文字にしばってください。



●雑がみ

※風の強い日は、飛ばされないように袋を紙ひもでしばるなど対策をお願いします。



2.紙袋または段ボールに入れる出し方

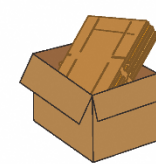
必ず種類別に分別して、紙袋や段ボールに入れて出すようにお願いします。飛散対策や紙類以外を入れないことを守っていただきますようお願いいたします。

●新聞・チラシ

●本・雑誌

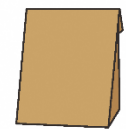


●段ボール



●紙パック

●雑がみ



※中身が確認できるようにしてください。

※1つの紙袋または段ボールに入れるのは10kgまでとなっております。



詳しくはこちら▶



充電式電池・ボタン電池を有害ごみで収集開始

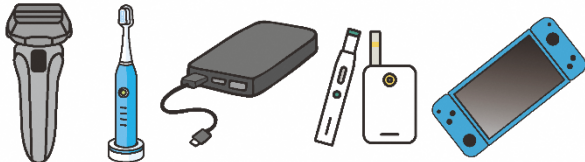
1.充電式電池

(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池)

液漏れ、膨張、リサイクルマークがなくても回収します。電池が簡単に取り外せないものは、そのまま透明袋に入れてお出してください。

※自動車用バッテリー(鉛蓄電池)は出せません。

電動 電動 モバイル
髭剃り 歯ブラシ バッテリー 加熱式タバコ ゲーム機



2.ボタン電池

ボタン電池には、LR、SR、PRの文字が記入されています。



捨て方

- ・金属端子部分 電極にテープを貼って絶縁をお願いします。
- ・透明の袋に入れて「有害ごみ」の日に出してください。

※充電式電池は、使い捨て電池(アルカリ・マンガン・ボタン・コイン等)と袋を分けて出してください。

※45ℓの袋に入らない場合又は10kgを超える場合は粗大ごみ



詳しくはこちら▶



(3) 収集・運搬に係る課題

本市では、生活系ごみの収集は、原則門前収集により行っておりますが、パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により生活系ごみの収集を行っております。しかしながら、収集を行う際のステーションにおいては、排出者の特定が困難な不適正ごみについて分別指導が行なえないことが懸念されていることから、可能な限り門前収集へ切り替える必要があります。

今後も、多様化する市民ニーズや多様化する製品の廃棄方法について把握し、ごみの収集・運搬の利便性・安全性の向上に努める必要があります。

(4) 中間処理に係る課題

本市で排出されたごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）にて中間処理を実施しています。

今後もこれらの施設を継続利用していくことから、倉浜衛生施設組合と協力して施設の長寿命化を推進していく必要があります。

(5) 最終処分に係る課題

本市で排出されたごみは、倉浜衛生施設組合のエコトピア池原（熱回収施設）及びエコループ池原（リサイクルセンター）で中間処理された後、残渣である溶融飛灰等が同組合のエコボウル倉浜（最終処分場）で埋立処分されています。令和6年度末現在、最終処分場の埋立率は約57%に達しています。

今後ごみの適正な分別排出と処理の推進により、最終処分場への埋立廃棄物の削減を進め、同処分場の延命化に取り組む必要があります。

(6) 不法投棄・ポイ捨てに係る課題

本市では、繁華街の歩道や店舗前、バス停周辺に加え、道路側溝や植栽帯などで空き缶やたばこの吸い殻などのごみのポイ捨てが見られ、空き地や人目のつきにくいエリアに粗大ごみや廃家電などが不法に投棄される事例が見られます。

街なかのごみのポイ捨て対策として、美化清掃イベントの実施や環境教育を通じて市民の美化意識の向上に努めており、不法投棄対策として、効果的なパトロール、不法投棄防止看板の配布などを講じておりますが、不法投棄は依然として発生している状況です。

今後も現行の対策を着実に継続するとともに、他自治体における先進的な取組事例も研究し、より実効性の高い不法投棄防止策を検討していく必要があります。

土地の管理者・所有者は十分注意が必要です！

不法投棄された廃棄物は、廃棄物の所有者や投棄した者が処分を行わなければいけません。所有者や投棄した者が特定できない場合がほとんどです。

その際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条より、最終的に土地の所有者・管理者が不法投棄された廃棄物を片付けることになってしまいます。

未然防止策としては以下のものが考えられます。

- ① 囲いや扉の施錠を行い、物理的に投棄しにくくする。
- ② 道路に面した場所にバリケード、チェーン、警告看板、センサーライトを設置する。
- ③ 土地の見回り、雑草の除去などの管理を徹底し、土地を清潔に保つ。

(7)大規模災害時における課題

台風や地震といった大規模災害が発生した際には、通常排出される廃棄物とは別に、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれます。

大規模災害により大量の災害廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から迅速な対応が求められます。

このため、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」に基づき、収集・運搬及び処理の体制構築、関係機関との連携体制の整備などを進める必要があります。

コラム2 不法投棄・ポイ捨ては『犯罪』です!

散歩の途中で空き缶が落ちていたり、道路脇に不審なごみが捨てられていたりすることはありませんか。廃棄物の不法投棄やポイ捨ては、単なるマナー違反ではなく、法令により禁止され、刑罰の対象となる行為です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、許可を得ていない場所や方法で廃棄物を投棄することを禁止しています。具体的には次のようなことが不法投棄に該当します。

- ・山林や河川敷に勝手にごみを捨てる
 - ・空き地や他人の土地に許可なくごみを放置する
- また、いわゆる「ポイ捨て」も廃棄物をみだりに捨てる行為として廃掃法に違反する場合があります。
- ・街中でタバコの吸い殻を捨てる
 - ・公園で弁当殻や空き缶を放置する

土地の管理者・所有者の皆様へ（ご注意ください）

不法投棄された廃棄物は、本来、所有者や投棄した者が処分すべきものですが、実際には特定できない場合が多くあります。この場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条により、土地の所有者・管理者には適正な管理を行う責務があるため、結果として不法投棄された廃棄物の撤去を行わざるを得ない状況となることがあります。**日頃から土地を適正に管理し、不法投棄を未然に防ぎましょう。**

未然防止対策としては、以下のものが考えられます。

- ① 囲いや扉の施錠を行い、物理的に投棄しにくくする。
- ② 道路に面した場所にバリケード、チェーン、警告看板、センサーライトを設置する。
- ③ 土地の見回り、雑草の除去などの管理を徹底し、土地を清潔に保つ。

土地を貸すときの留意点としては、以下のものが考えられます。

- ① 事業者の実態や信用状況を十分に確認したうえで土地を貸す。
- ② 土地の賃貸借契約は書面で行い、廃棄物の保管に関する条件を明確に定める。
(例：廃棄物の保管を行わないこと、〇〇立方メートル以上の廃棄物の保管を行わないこと等)
- ③ 急に物品が増えた場合や、従来と異なる場所に物が置かれているなど、通常と異なる状況を確認した際は、相手に事情を確認し、必要に応じて改善を求める。

不法投棄を見つけた場合は、可能な範囲で日時・場所・状況を記録し、危険物等には触れず、本市環境課又は警察へご連絡ください。

不法投棄は 監視中

不法投棄は 犯罪です!!

ごみの不法投棄は「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**」により処罰されます

◎投棄禁止(法第16条)…何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
◎罰則(法第25条 第14号)…5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また、未遂も同様に罰せられます。

沖縄市役所 環境課 ☎939-1212
沖縄警察署

3. ごみ処理行政の動向

(1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減された循環型社会の形成を目指しています。このため、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会基本計画」という。）を策定しています。

循環型社会基本計画は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための政府の基本的な指針です。概ね5年ごとに、環境基本計画を踏まえて見直しが行われており、令和6年8月2日には「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第五次計画」という。）が閣議決定されました。

第五次計画では、「循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行」を中核に掲げています。

気候変動対策や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資するものとしています。そして、循環経済への移行を、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と位置づけています。

こうした観点から、第五次計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置づけています。

重要な方向性として次の5つの重点分野を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年度(令和12年度)を目標年度とする数値目標を設定しています。

- [1] 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- [2] 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- [3] 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- [4] 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- [5] 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

第五次計画における主な数値目標は、次のとおりです。

項目	数値目標	内容
① 資源生産性	約 60 万円/トン (2020 年度比で向上)	・ 資源生産性 = GDP/天然資源等投入量 ・ 少ない天然資源でどれだけ生産活動を行っているかを総合的に表す指標
② 1人当たり天然資源消費量	約 11 トン/人・年 (2020 年度比で削減)	・ より少ない資源消費で国民生活を維持・向上しているかを表し、循環型社会の形成に向けた取組の総体的な成果を示す指標
③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	約 34% (2020 年度比で向上)	・ 再生可能資源及び循環資源の投入割合 = (バイオマス系天然資源等投入量 + 循環利用量) / (天然資源等投入量 + 循環利用量) ・ 循環経済への移行や温室効果ガス排出削減の観点から、従来の 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の取組に加え、リニューアブル (Renewable) の取組の進展も含めて統合的に測る指標
④ 入口側の資源循環利用率	約 19% (2020 年度比で向上)	・ 入口側の資源循環利用率 = 循環利用量 / (天然資源等投入量 + 循環利用量) ・ 大量生産、大量消費、大量廃棄、大量リサイクルに依存する社会ではなく、資源投入(入口)の段階で天然資源消費が適切に抑制されているかを測る指標
⑤ 出口側の資源循環利用率	約 44% (2020 年度比で向上)	・ 出口側の資源循環利用率 = 循環利用量 / 廃棄物等発生量 ・ 廃棄物処理における循環利用への仕向量の拡大状況を測る指標
⑥ 最終処分量	約 1,100 万トン/年 (2000 年度比で約 8 割減)	・ 廃棄物の埋立量を表す指標
⑦ 1人1日当たりのごみ焼却量	約 580 グラム (2020 年度比で削減)	・ 市町村におけるごみ処理のうち、焼却される量の一人当たり排出量を表す指標
⑧ 家庭から廃棄される衣料品の削減	2020 年度比で 25%削減	・ 家庭から排出される衣料品の量を削減することを目標とするもの
⑨ 災害廃棄物処理計画策定率	都道府県・市町村ともに 100%	・ 大規模災害に備え、全ての都道府県及び市町村が災害廃棄物処理計画を策定することを目標

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月18日 環境省告示第6号）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年2月18日環境省告示第6号。以下「基本方針」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の2第1項の規定に基づき定められているものであり、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しが行われています。

令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築の推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「廃棄物分野における脱炭素化の推進」、「循環経済への移行に向けた取組の推進」、「廃棄物処理施設整備の広域化・集約化」、「デジタル技術の活用等による動静脈連携」等に関する変更が行われています。

他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていたことから、令和6年8月に決定された同計画との整合を図る形で、目標値の改定が行われています。

一般廃棄物に係る目標値は、次のとおりです。 【目標年度：令和12年度（2030年度）】

項目	数値目標
①一般廃棄物の排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に対し約9%削減する ・40百万トン(令和4年度)→約37百万トン(令和12年度)
②1人1日当たりの家庭系ごみ ^{※1} の排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・約478グラム（令和4年度は496グラム）
③一般廃棄物の出口側循環利用率 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・約26%（令和4年度は約20%）
④1人1日当たりのごみ焼却量	<ul style="list-style-type: none"> ・約580グラム（令和4年度は679グラム）
⑤一般廃棄物の最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に対し約5%削減する ・3.4百万トン(令和4年度)→約3.2百万トン(令和12年度)

※1 家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみ

※2 出口側循環利用率：廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合

(3) 沖縄県廃棄物処理計画（第六期）（令和 8 年 3 月）

沖縄県は、廃棄物処理法第 5 条の規定に基づく廃棄物処理計画(第六期)を令和 8 年 3 月に策定しています。

当該計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とし、前項の国の基本方針と同様に一般廃棄物の減量化目標値を定めています。

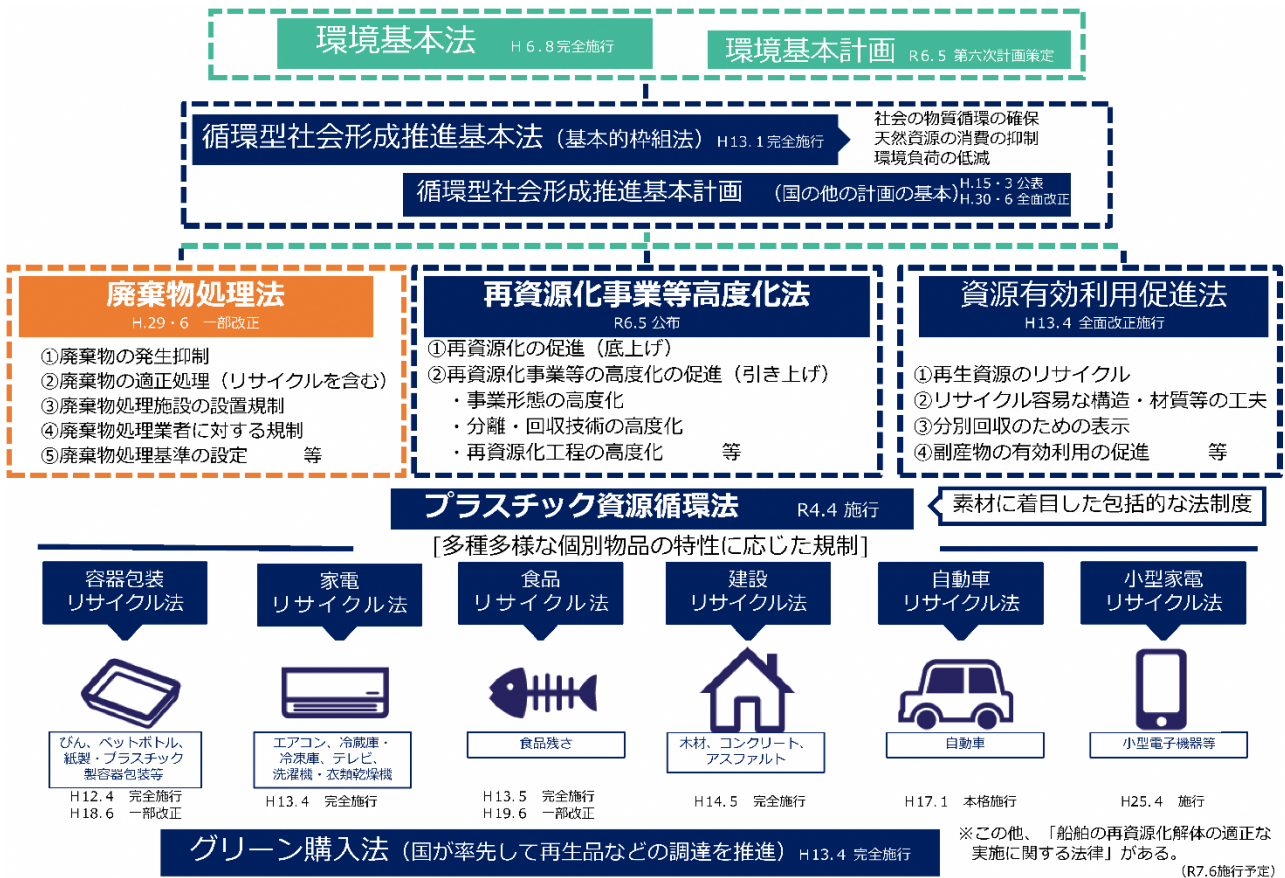
当該計画での一般廃棄物の減量化目標値を以下に示します。

表 26 沖縄県廃棄物処理計画(第六期) 一般廃棄物の減量化目標値

項目	目標値 (令和 12 年度)
排出量	442 千トン (822 g/人・日)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	451g/人・日
再生利用量	排出量の 22%
最終処分量	排出量の 4.9%

(4) 関係法令等

廃棄物を取り巻く関係法令の体系を以下に示します。



資料：資源循環の高度化を通じた循環経済への移行(2024年7月25日環境省)より抜粋

図 28 循環型社会を形成するための法体系

4. ごみ排出量の将来推計

(1) ごみ排出量の将来推計方法

① 将来推計の流れ

本市のごみ排出量の将来推計については、生活系ごみと事業系ごみについてトレンド法により推計を行います。

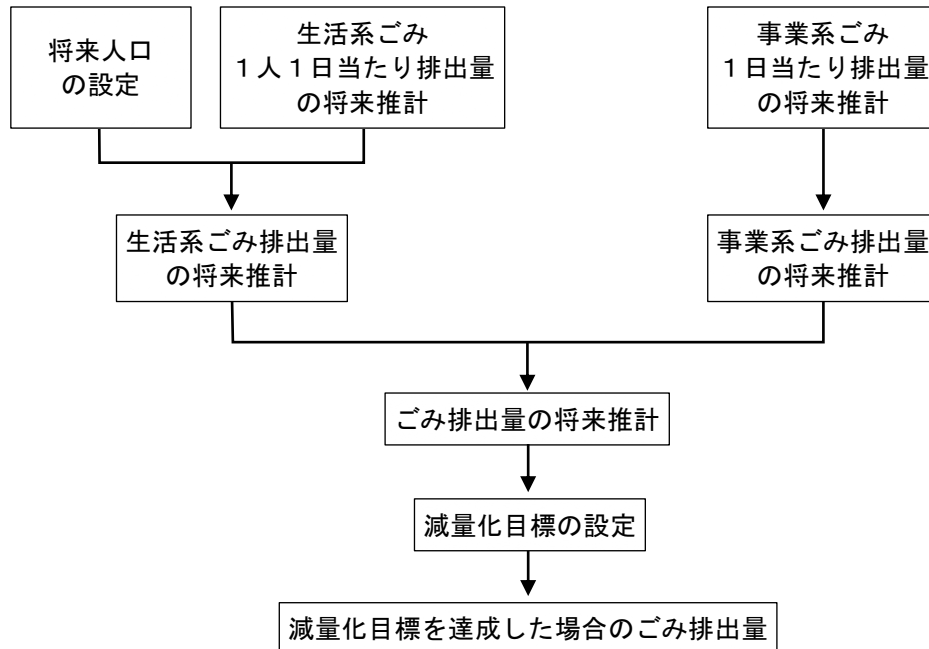


図 29 ごみ排出量の将来推計の流れ

② 推計式

ごみ排出量の将来推計は、実績値を基に時系列変化を重視しデータの傾向を分析するトレンド法により行います。

推計式は、以下の5つの式を用います。

- ① 一次式 $Y = aX + b$
- ② 二次式 $Y = aX^2 + bX + c$
- ③ 指数式 $Y = a \times \exp(bX)$
- ④ べき乗式 $Y = aX^b$
- ⑤ 対数式 $Y = a \times \ln(X) + b$

※ X : 年度

Y : 指定年度の推計値

a・b・c : 実績値の回帰により求められる定数

(2)生活系ごみ排出量の将来推計

①将来人口の設定

本市の将来人口は、「第 5 次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画(策定中)」(以下、総合計画という。)に基づき設定します。

設定した将来人口を以下に示します。

表 27 将来人口の設定

年度	実績	将来人口	備考
平成 27 年	139,813	—	
平成 28 年	141,090	—	
平成 29 年	141,451	—	
平成 30 年	141,747	—	
令和 1 年	142,093	—	
令和 2 年	142,702	—	
令和 3 年	142,725	—	
令和 4 年	142,374	—	
令和 5 年	141,942	—	
令和 6 年	141,496	—	
令和 7 年	—	145,987	総合計画 推計値
令和 8 年	—	146,425	〃
令和 9 年	—	146,864	〃
令和 10 年	—	147,302	〃
令和 11 年	—	147,667	〃
令和 12 年	—	148,032	〃
令和 13 年	—	148,396	〃
令和 14 年	—	148,761	〃
令和 15 年	—	149,126	〃
令和 16 年	—	149,352	〃
令和 17 年	—	149,578	〃

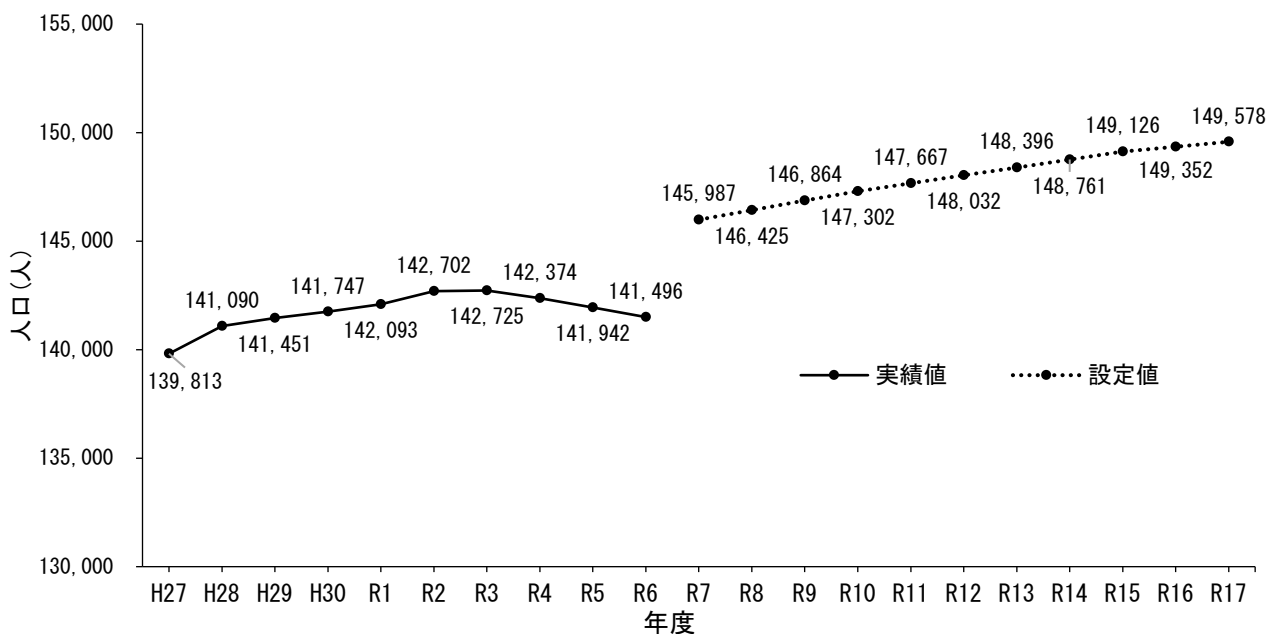


図 30 将来人口の設定

②生活系ごみ1人1日当たり排出量の将来推計

ごみ排出量の将来推計は、過去の実績を基にトレンド法により行います。

推計計算では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりごみ量が増加している令和2、3年度を除き、減少傾向に転じている令和1、4、5、6年度の実績を用います。

各推計式の計算結果は、二次式は急激な減少傾向、一次式及び指数式は減少傾向を示しており、べき式及び対数式は緩やかな減少傾向を示しています。

推計値としては、べき式及び対数式の計算結果の平均値を採用します。

表 28 生活系ごみ 1人1日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (④・⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H27	540	-	-	-	-	-	-
H28	547	-	-	-	-	-	-
H29	548	-	-	-	-	-	-
H30	560	-	-	-	-	-	-
R 1	561	-	-	-	-	-	-
R 2	601	-	-	-	-	-	-
R 3	597	-	-	-	-	-	-
R 4	558	-	-	-	-	-	-
R 5	534	-	-	-	-	-	-
R 6	530	-	-	-	-	-	-
R 7	-	517	515	517	526	526	526
R 8	-	505	502	506	522	522	522
R 9	-	493	488	495	518	518	518
R10	-	481	474	485	515	515	515
R11	-	470	459	475	513	512	513
R12	-	458	444	465	510	509	510
R13	-	446	429	455	508	507	508
R14	-	435	412	445	506	505	506
R15	-	423	396	436	504	503	504
R16	-	411	378	426	503	501	502
R17	-	400	361	417	501	499	500

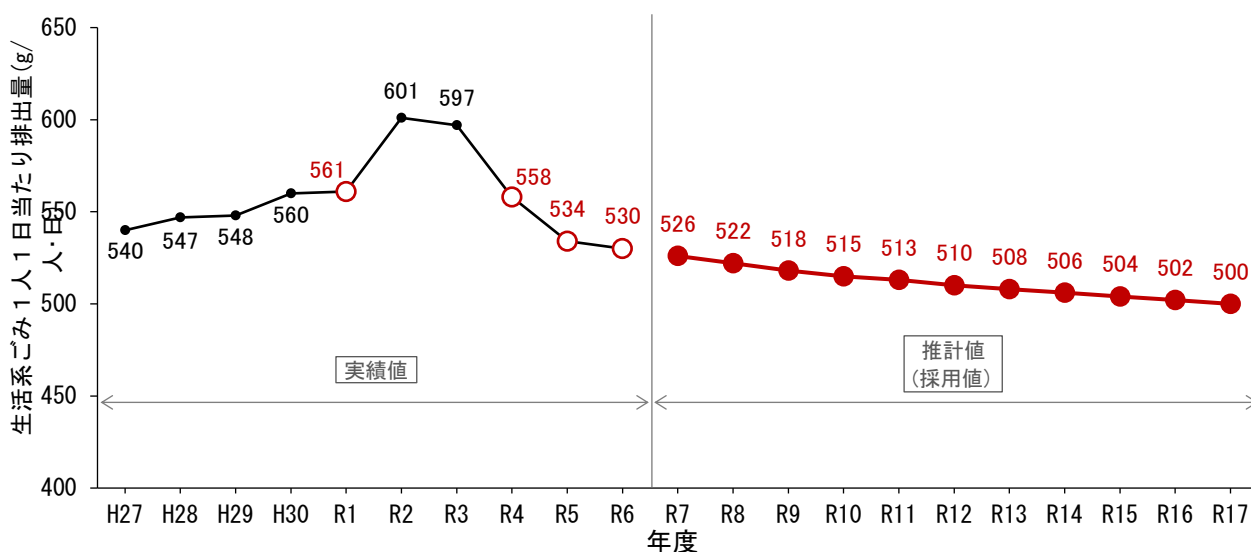


図 31 生活系ごみ 1人1日当たり排出量 将来推計結果

③生活系ごみ排出量の将来推計

生活系ごみ排出量の推計値は、設定した将来人口及び生活系ごみ1人1日当たり排出量より、以下のとおりとなります。

表 29 生活系ごみ排出量 将来推計結果

年度		人口	生活系ごみ 1人1日当たり排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 27 年	139,813	540	27,620
	平成 28 年	141,090	547	28,172
	平成 29 年	141,451	548	28,293
	平成 30 年	141,747	560	28,987
	令和 1 年	142,093	561	29,165
	令和 2 年	142,702	601	31,278
	令和 3 年	142,725	597	31,079
	令和 4 年	142,374	558	29,014
	令和 5 年	141,942	534	27,730
令和 6 年	141,496	530	27,366	
推計値	令和 7 年	145,987	526	28,028
	令和 8 年	146,425	522	27,898
	令和 9 年	146,864	518	27,844
	令和 10 年	147,302	515	27,689
	令和 11 年	147,667	513	27,650
	令和 12 年	148,032	510	27,556
	令和 13 年	148,396	508	27,591
	令和 14 年	148,761	506	27,475
	令和 15 年	149,126	504	27,433
	令和 16 年	149,352	502	27,366
	令和 17 年	149,578	500	27,373

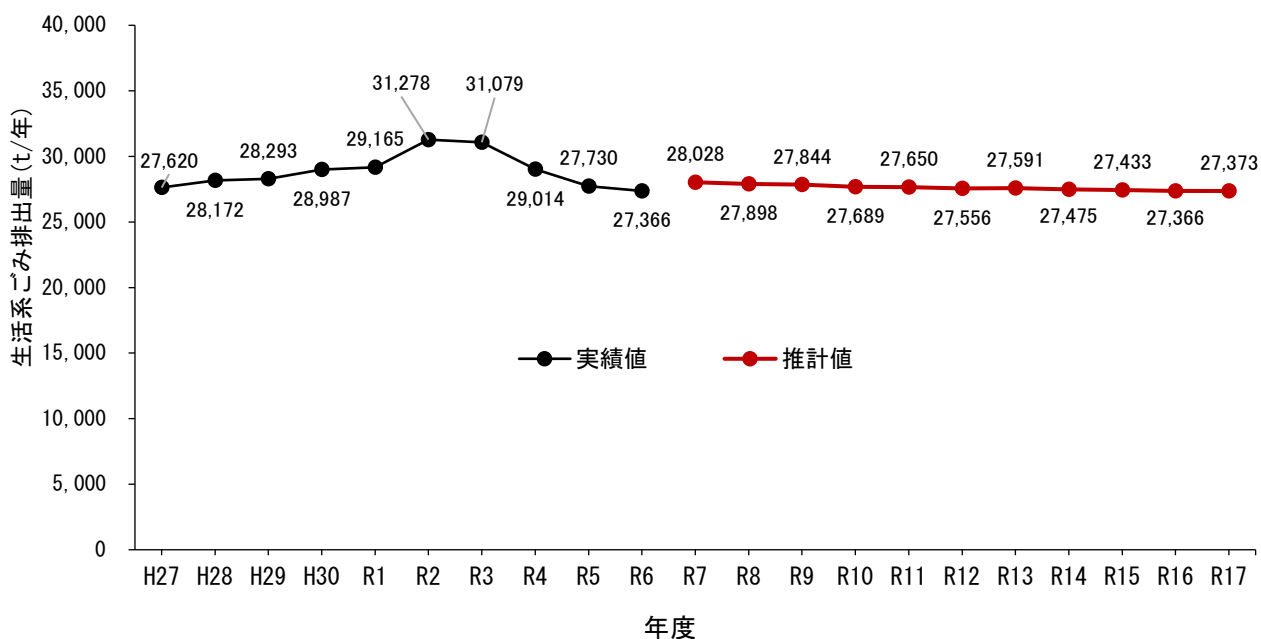


図 32 生活系ごみ排出量 将来推計結果

(3) 事業系ごみ排出量の将来推計

① 事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計

事業系ごみ 1 日当たり排出量の将来推計は、生活系ごみ 1 人 1 日当たり排出量と同様に過去の実績を基にトレンド法により行います。

推計計算では、新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりごみ量が減少している令和 2～3 年度を除いた実績を用います。

各推計式の計算結果は、二次式は急激な減少傾向、一次式及び指数式は減少傾向を示しており、べき式及び対数式は緩やかな減少傾向を示しています。

推計値としては、べき式及び対数式の計算結果の平均値を採用します。

表 30 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

年度	実績値	推計値					採用値 (④・⑤平均)
		① 一次	② 二次	③ 指数	④ べき乗	⑤ 対数	
H27	40.3	-	-	-	-	-	-
H28	40.0	-	-	-	-	-	-
H29	40.1	-	-	-	-	-	-
H30	41.0	-	-	-	-	-	-
R 1	39.6	-	-	-	-	-	-
R 2	37.4	-	-	-	-	-	-
R 3	37.0	-	-	-	-	-	-
R 4	38.2	-	-	-	-	-	-
R 5	38.4	-	-	-	-	-	-
R 6	38.5	-	-	-	-	-	-
R 7	-	38.0	37.3	38.0	38.6	38.6	38.6
R 8	-	37.7	36.5	37.7	38.5	38.5	38.5
R 9	-	37.4	35.6	37.4	38.4	38.4	38.4
R10	-	37.0	34.6	37.1	38.4	38.4	38.4
R11	-	36.7	33.6	36.8	38.3	38.3	38.3
R12	-	36.4	32.4	36.5	38.2	38.2	38.2
R13	-	36.1	31.1	36.2	38.1	38.1	38.1
R14	-	35.7	29.7	35.9	38.1	38.1	38.1
R15	-	35.4	28.3	35.6	38.0	38.0	38.0
R16	-	35.1	26.7	35.3	38.0	38.0	38.0
R17	-	34.7	25.1	35.0	37.9	37.9	37.9

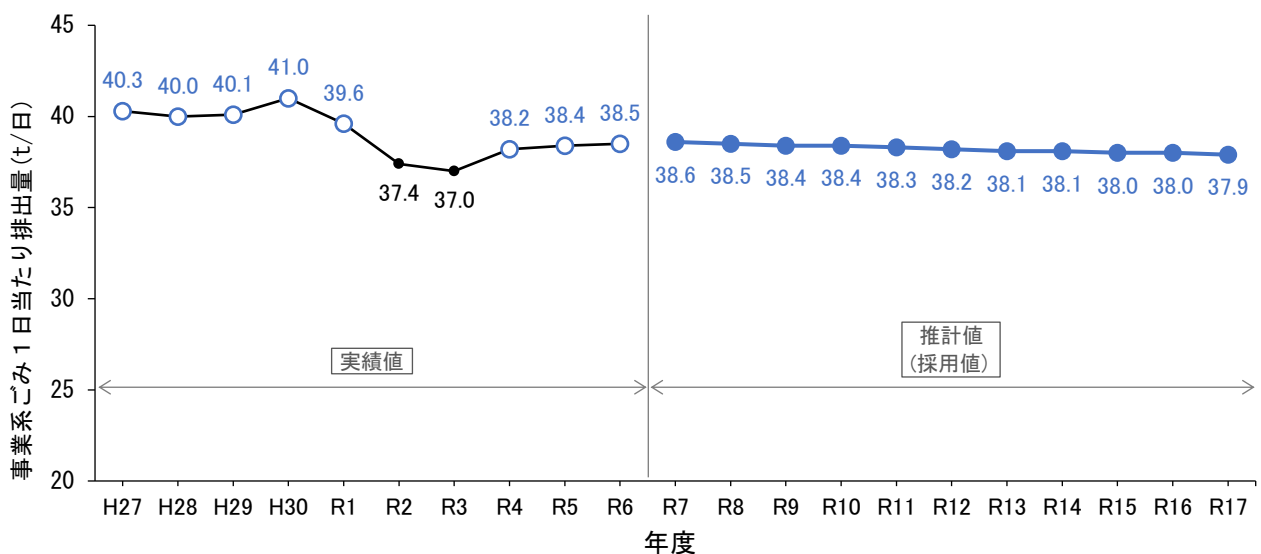


図 33 事業系ごみ 1 日当たり排出量 将来推計結果

②事業系ごみ排出量の将来推計

事業系ごみ排出量の推計値は、推計した事業系ごみ1日当たり排出量より、以下のとおりとなります。

表 31 事業系ごみ排出量 将来推計結果

年度		事業系ごみ 1日当たり排出量 (t/日)	事業系ごみ 排出量 (t/年)
実績値	平成 27 年	40.3	14,741
	平成 28 年	40.0	14,612
	平成 29 年	40.1	14,630
	平成 30 年	41.0	14,959
	令和 1 年	39.6	14,500
	令和 2 年	37.4	13,647
	令和 3 年	37.0	13,500
	令和 4 年	38.2	13,939
	令和 5 年	38.4	14,039
令和 6 年	38.5	14,070	
推計値	令和 7 年	38.6	14,089
	令和 8 年	38.5	14,053
	令和 9 年	38.4	14,054
	令和 10 年	38.4	14,016
	令和 11 年	38.3	13,980
	令和 12 年	38.2	13,943
	令和 13 年	38.1	13,945
	令和 14 年	38.1	13,907
	令和 15 年	38.0	13,870
	令和 16 年	38.0	13,870
	令和 17 年	37.9	13,871

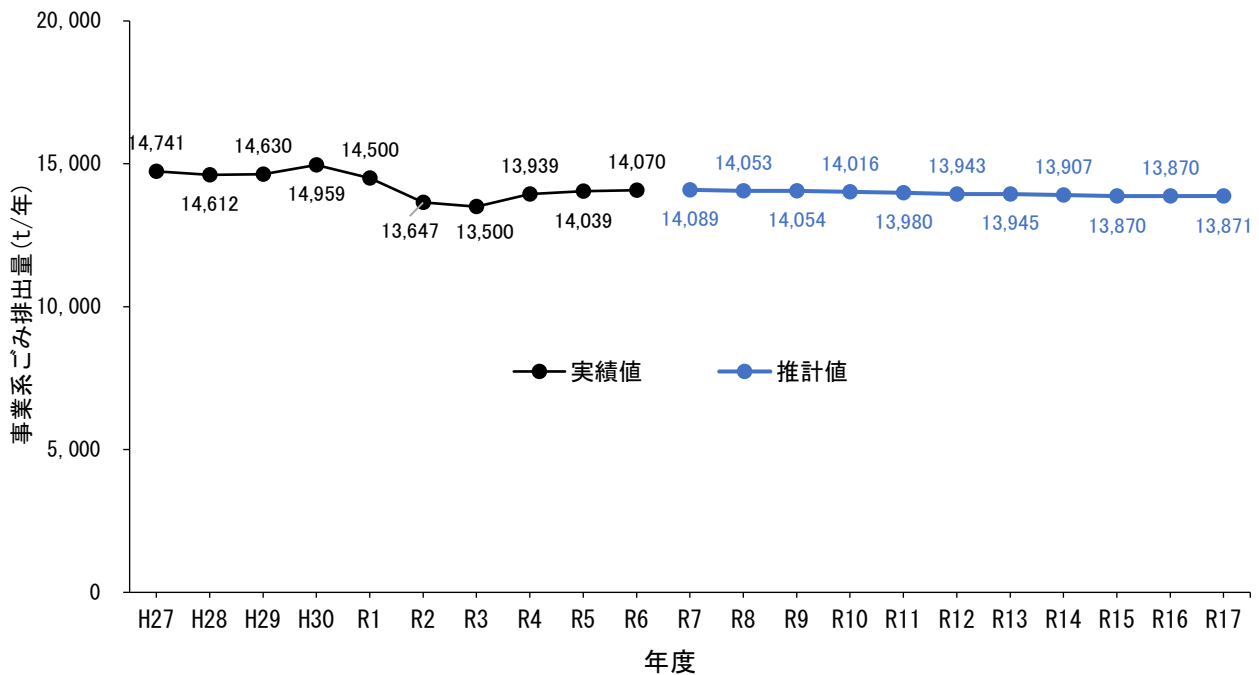


図 34 事業系ごみ排出量 将来推計結果

(4) ごみ排出量の将来推計

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の推計結果より、ごみ排出量の将来推計は以下のとおりとなります。

令和 17 年度のごみ排出量は 41,244 t となっており、令和 6 年度(41,436 t)と比較して約 0.5% 減少する結果となっています。

表 32 ごみ排出量 将来推計結果

年度	人口	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 1人1日当たり 排出量 (g/人・日)	事業系ごみ 1日当たり 排出量 (t/日)	
		生活系	事業系	総排出量				
実績	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
	R 1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6
	R 2	142,702	31,278	13,647	44,925	863	601	37.4
	R 3	142,725	31,079	13,500	44,579	856	597	37.0
	R 4	142,374	29,014	13,939	42,953	827	558	38.2
	R 5	141,942	27,730	14,039	41,769	804	534	38.4
	R 6	141,496	27,366	14,070	41,436	802	530	38.5
推計	R 7	145,987	28,028	14,089	42,117	790	526	38.6
	R 8	146,425	27,898	14,053	41,951	785	522	38.5
	R 9	146,864	27,844	14,054	41,898	779	518	38.4
	R10	147,302	27,689	14,016	41,705	776	515	38.4
	R11	147,667	27,650	13,980	41,630	772	513	38.3
	R12	148,032	27,556	13,943	41,499	768	510	38.2
	R13	148,396	27,591	13,945	41,536	765	508	38.1
	R14	148,761	27,475	13,907	41,382	762	506	38.1
	R15	149,126	27,433	13,870	41,303	759	504	38.0
	R16	149,352	27,366	13,870	41,236	756	502	38.0
	R17	149,578	27,373	13,871	41,244	753	500	37.9

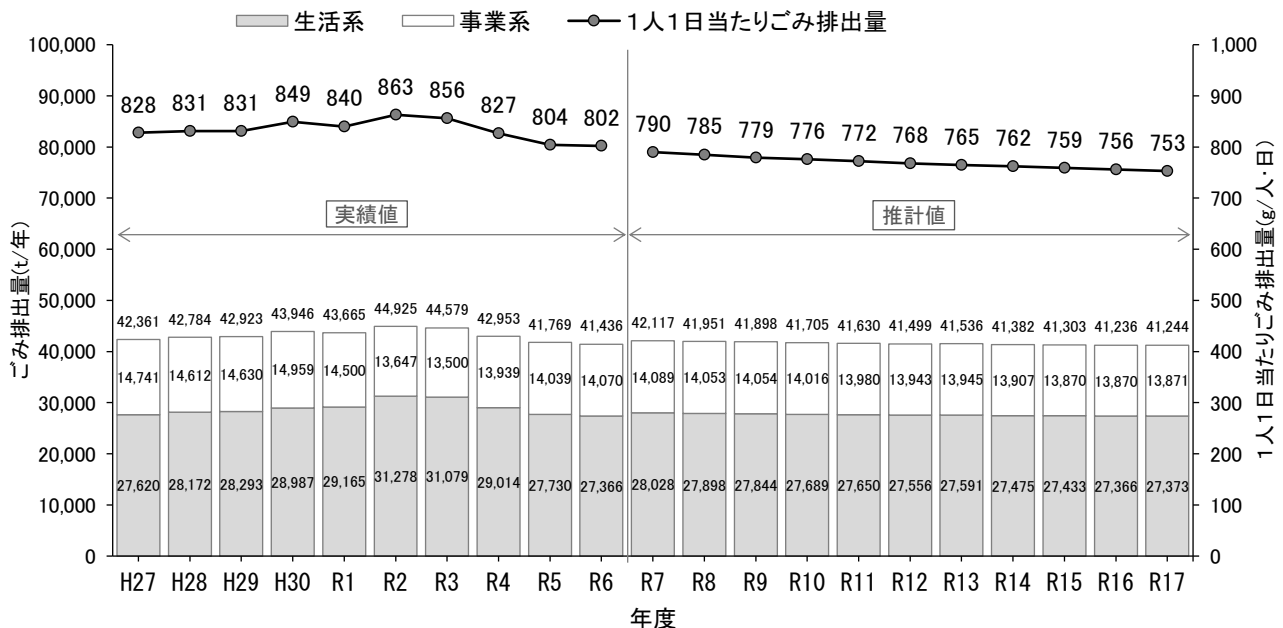


図 35 ごみ排出量 将来推計結果

5. ごみ減量化目標の設定

本市のごみ減量化目標については、国、沖縄県及び倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標を参考に設定します。

(1) 国のごみ減量化目標

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和13年5月環境省告示第34号、令和7年2月改正)」(以下「国の基本方針」という。)及び「第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月)」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定しています。

国の基本方針【目標年度：令和12年度(2030年度)】

- ①一般廃棄物の「排出量」を令和4年度に対し約9%削減する。
- ②「1人1日当たりの家庭系ごみ^{※1}排出量」を約478gとする。
- ③一般廃棄物の「出口側循環利用率^{※2}」は約26%に増加させる。
- ④「1人1日当たりのごみ焼却量」を約580gとする
- ⑤一般廃棄物の「最終処分量」を令和4年度に対して約5%削減する。

第五次循環型社会形成推進基本計画【目標年度：令和12年度(2030年度)】

- ①出口側の循環利用率 約44%
- ②1人1日当たりごみ焼却量 約580g

(2) 沖縄県のごみ減量化目標【目標年度：令和12年度】

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画(第六期)」において、ごみの減量化目標を以下のとおり設定しています。

- ① 排出量：令和5年度(2023年度)に対し5.6%(26千トン)削減
 - ・令和5年度 468千トン (861g/人・日)
 - ・令和12年度 442千トン (822g/人・日)
- ② 1人1日当たりの家庭系ごみ^{※1}排出量：令和5年度(2023年度)に対し5.5%(26g)削減
 - ・令和5年度 477g/人・日
 - ・令和12年度 451g/人・日
- ③ 再生利用量：排出量の22%
- ④ 最終処分場：排出量の4.9%

※1 家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみ

※2 出口側循環利用率：廃棄物発生量のうち循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合

(3) 倉浜衛生施設組合のごみ減量化目標【目標年度：令和15年度】

倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画 令和6年3月」では、ごみの排出から収集については、構成市町（沖縄市、宜野湾市、北谷町）の所掌範囲であることから、構成市町の一般廃棄物処理基本計画の目標値に準拠することとしています。

(4) 沖縄市のごみ減量化目標【中間目標年度：令和12年度、目標年度：令和17年度】

本市のごみ減量化目標については、国及び沖縄県の減量化目標値を踏まえ、以下の目標値を採用します。

① 排出量

- ・ 令和12年度(中間目標年度)：令和4年度に対し約9%削減する。
令和4年度 42,953 t/年 → 令和12年度 39,087 t
- ・ 令和17年度(目標年度)：令和12年度の1人1日当たりごみ排出量を維持する。

② 出口側循環利用率：排出量に対して約22%

表 33 沖縄市一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年度

令和 8年度 (1年目)	9年度 (2年目)	10年度 (3年目)	11年度 (4年目)	12年度 (5年目)	13年度 (6年目)	14年度 (7年目)	15年度 (8年目)	16年度 (9年目)	17年度 (10年目)
初年度				中間 目標年度					目標年度

(5) 減量を考慮したごみ排出量

ごみ減量化目標値を達成した場合のごみ排出量は以下のとおりとなります。

目標達成時のごみ排出量は、中間目標年度(令和12年度)のごみ排出量が39,087tになるよう1人1日当たりごみ排出量が各年均等に減量すると設定し、生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は、「表32 ごみ排出量 将来推計結果」の生活系ごみ及び事業系ごみの比率により推計しています。

表 34 減量を考慮したごみ排出量

年度	人口	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	生活系ごみ 1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	事業系ごみ 1日当たり ごみ排出量 (t/日)	
		生活系	事業系	総排出量				
実績	H27	139,813	27,620	14,741	42,361	828	540	40.3
	H28	141,090	28,172	14,612	42,784	831	547	40.0
	H29	141,451	28,293	14,630	42,923	831	548	40.1
	H30	141,747	28,987	14,959	43,946	849	560	41.0
	R1	142,093	29,165	14,500	43,665	840	561	39.6
	R2	142,702	31,278	13,647	44,925	863	601	37.4
	R3	142,725	31,079	13,500	44,579	856	597	37.0
	R4	142,374	29,014	13,939	42,953	827	558	38.2
	R5	141,942	27,730	14,039	41,769	804	534	38.4
推計(目標達成時)	R6	141,496	27,366	14,070	41,436	802	530	38.5
	R7	145,987	27,979	14,063	42,042	789	525	38.5
	R8	146,425	27,580	13,893	41,473	776	516	38.1
	R9	146,864	27,257	13,756	41,013	763	507	37.6
	R10	147,302	26,771	13,553	40,324	750	498	37.1
	R11	147,667	26,384	13,339	39,723	737	490	36.5
	R12	148,032	25,954	13,133	39,087	723	480	36.0
	R13	148,396	26,086	13,182	39,268	723	480	36.0
	R14	148,761	26,063	13,194	39,257	723	480	36.1
	R15	149,126	26,139	13,215	39,354	723	480	36.2
	R16	149,352	26,154	13,259	39,413	723	480	36.3
	R17	149,578	26,270	13,311	39,581	723	480	36.4

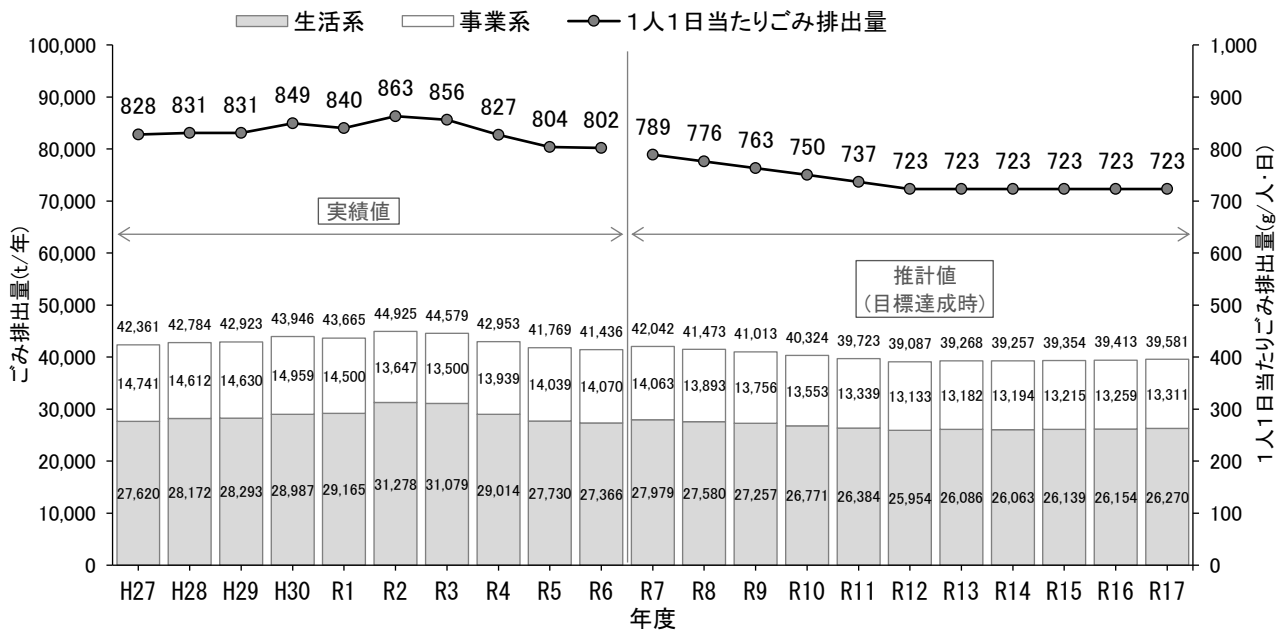


図 36 減量を考慮したごみ排出量

6. ごみ処理の基本理念及び基本方針

(1) ごみ処理の基本理念

本計画におけるごみ処理の基本理念を以下のとおり設定します。

【ごみ処理の基本理念】

行政、市民、事業者が一体となった持続可能な循環型社会の構築

(2) ごみ処理の基本方針

ごみ処理の基本理念に基づいた本市のごみ処理に関する基本方針を以下のように掲げ、各種施策を効果的に展開することにより、基本理念を実現することとします。

【ごみ処理の基本方針】

基本方針1：3Rの推進

循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（いわゆる3R【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】）を推進することが、循環型社会の構築には不可欠です。

特に、ごみの発生を可能な限り抑制するリデュース（発生抑制）及び、一旦使用された製品・容器等を再び利用するリユース（再使用）を優先的に推進するとともに、リサイクル（再生利用）、熱回収及び適正処分を含めた取組を総合的に進めます。

また、3Rを推進することにより、一般廃棄物の排出抑制及び資源化を図るとともに、ごみ焼却量の削減を通じて二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に努めます。

基本方針2：参加と協働

行政、市民、事業者が、それぞれの立場に応じた役割分担を行い、連携及び協働することにより、循環型社会の構築を目指します。

市は、市民、事業者及びNPO等と連携し、家庭、学校、事業所及び地域団体等における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する情報提供等を通じて、学習機会の充実を図ります。

市は、市民生活に密接に関わる廃棄物処理に係る課題について、市民及び事業者が多様な機会を通じて、市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階に参加できるようにするとともに、市民及び事業者と市が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等の立場で協力し補完し合う協働による施策の展開を図ります。

基本方針3：適正処理の確保

行政、市民、事業者は、ごみの排出抑制や再使用・再生利用等の推進に加え、分別及び排出ルール徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、一般廃棄物の適正処理の確保に努めます。

市は、多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法の変化を的確に把握し、ごみの収集・運搬の利便性及び安全性の一層の向上に努めます。

「3R(スリーアール)」は、発生抑制 Reduce(リデュース)、再使用 Reuse(リユース)、再生利用 Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字をとったもので「循環型社会」を実現するための基本となる考え方です。

- ① 発生抑制【 **Reduce** (リデュース)】→ごみの発生や資源の消費をできるだけ減らすこと
- ② 再使用【 **Reuse** (リユース)】→ くりかえし使用すること
- ③ 再生利用【 **Recycle** (リサイクル)】→ 資源として再び利用すること

3Rはいずれも重要ですが、優先順位としては、まず「発生抑制(リデュース)」に取り組むことが基本です。

日常生活の中では、「ごみになるものを必要以上に買わない・もらわない」、「長く使える製品を選ぶ」など、身近な行動から実践することができます。

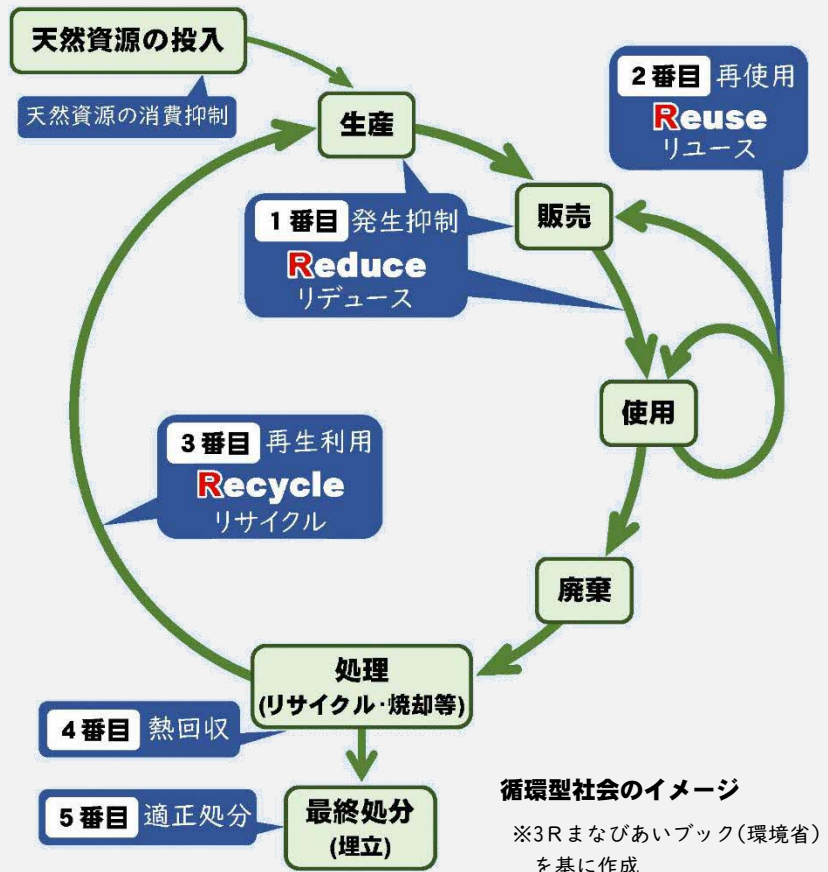
循環型社会とは？

循環型社会とは、製品等が廃棄物等となることをできるだけ抑制し、排出された廃棄物等については可能な限り循環的な利用(再使用、再生利用等)を図り、それでも循環的な利用ができないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会をいいます。

循環型社会の形成に向けた取組を進めるため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定されました。同法では、3Rの考え方が示されるとともに、循環的な利用等の優先順位が示されています。

【優先順位】

- ① 発生抑制→②再使用→③再生利用→④熱回収(焼却時の熱を利用した発電・給湯等)→⑤適正処分



7. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制を推進するためには、行政、市民、事業者が一体となった取組が必要になります。

以下に、その具体的な事項について示します。

(1) 行政の役割

市は、ごみの排出抑制・リサイクルの推進、適切な処理体制の整備を担います。

市は、市民に対し一般廃棄物の排出抑制に関する普及啓発や情報提供を行い、分別収集を推進し、一般廃棄物の適正な循環的利用の推進に努めます。

加えて、2050年までの脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた取組の推進等を行うよう努めます。

沖縄市における取組

関係する
SDGsの目標



【ごみの排出抑制に関する取組】

- (1) 市民及び販売業者等に対するマイバッグ運動の普及啓発
- (2) 市民に対する食品トレイ等の店頭回収の利用に関する普及啓発
- (3) 販売業者等に対する食品トレイ等の店頭回収の実施に関する普及啓発
- (4) ごみ減量アイデアや不用品等の交換情報について情報提供
- (5) 事業所に対するごみ減量に係る説明会の開催、ごみ減量マニュアルの情報提供
- (6) 食品廃棄物の排出抑制に関する普及啓発
- (7) 粗大ごみのリユースに関する普及啓発
- (8) 分別排出並びに排出日及び排出時間の厳守に関する周知徹底
- (9) 環境月間パネル展等により、ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発に係る広報活動(ポスター・パンフレット等)の実施
- (10) 「3きり運動」(食品の食べきり・使いきり、生ごみの水きり)の推進
- (11) 不要となった衣類(子供服、学生服等)、日用品(子供用品等)のリユースの推進(展示場等の拠点整備)
- (12) イベント等主催者に対し、リユース食器の導入やリサイクルが容易な素材の容器の使用等を促進するとともに、分別回収の徹底及び回収体制の整備を促し、ごみ排出抑制を推進する
- (13) 集合住宅等の管理者に対する分別排出の指導
- (14) 市民に対する指定ごみ袋等の適正使用の指導
- (15) 多量排出事業者に対する「廃棄物減量計画(仮称)」の作成等の指導
- (16) ごみの減量、排出抑制、適正処理等に関する講演会等の開催
- (17) 学校における環境学習の推進
- (18) 市民を対象とした環境学習の実施
- (19) クリーン指導員の組織活動の支援

【ごみの資源化に関する取組】

- (1) 草木類の資源化の推進
- (2) 6種分別収集(もやせるごみ、もやせないごみ、草木類、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ)の継続実施及び徹底
- (3) 資源ごみの分別排出徹底の指導
- (4) 新たな分別品目(資源化品目等)の検討
- (5) 生ごみ処理機器等への購入補助制度の継続
- (6) 生ごみ処理機器及び生ごみ堆肥化に関する情報提供
- (7) 溶融スラグの有効利用の推進

【その他の取組】

- (1) 市役所等の公共施設で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択する等、「グリーン購入」に努める
- (2) ごみの不法投棄防止及び公害防止に関する普及啓発(看板設置、パトロールの強化)
- (3) 「クリーンデーin 沖縄市」の開催
- (4) ボランティア清掃活動に対する個人・団体への支援推進
- (5) 「沖縄市環境クリーン促進条例」及び「沖縄市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の普及啓発
- (6) 収集運搬体制の効率化の検討
- (7) 市のイベント開催時における、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーの設置等による普及啓発活動の推進
- (8) 違法な不用品回収業者に関する対策(普及啓発活動の実施)
- (9) 在宅医療廃棄物の排出等に関する関係機関との協議及び検討
- (10) 処理困難物の適正処理ルート確保等に関する関係機関との協議及び検討
- (11) 資源ごみの持ち去り対策の検討

コラム4 『クリーンデーin 沖縄市』について

本市では、毎年11月第2日曜日にクリーンデーin 沖縄市を開催しております。

快適な生活環境及び国際文化観光都市にふさわしい環境美化の保全を図るため、各々の地域の道路、公園等の清掃活動を通して、かん、びん、紙くず、たばこの吸殻等のポイ捨て防止についての意識を啓発し、クリーンな住みよい街づくりを地域・企業の皆様と一緒に実施しております。

みんなで地域清掃に参加しクリーンな街を目指しましょう！



「クリーンデーin 沖縄市」開催状況

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、環境への負荷がより少ないものを優先的に選択する取組です。これは単なる環境配慮活動にとどまらず、廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に向けた重要な行動の一つです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律と循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生抑制」を最優先の原則としています。

グリーン購入は、これらの考え方を日常生活で実践するための第一歩です。例えば、次のような選択が挙げられます。

- ・耐久性に優れた製品を選ぶ。
- ・過剰な包装を避ける。
- ・再生品や詰め替え製品を購入する。

このような取組により、廃棄物の発生を抑えることができます。ごみになる前の段階での配慮が、真の廃棄物削減につながります。

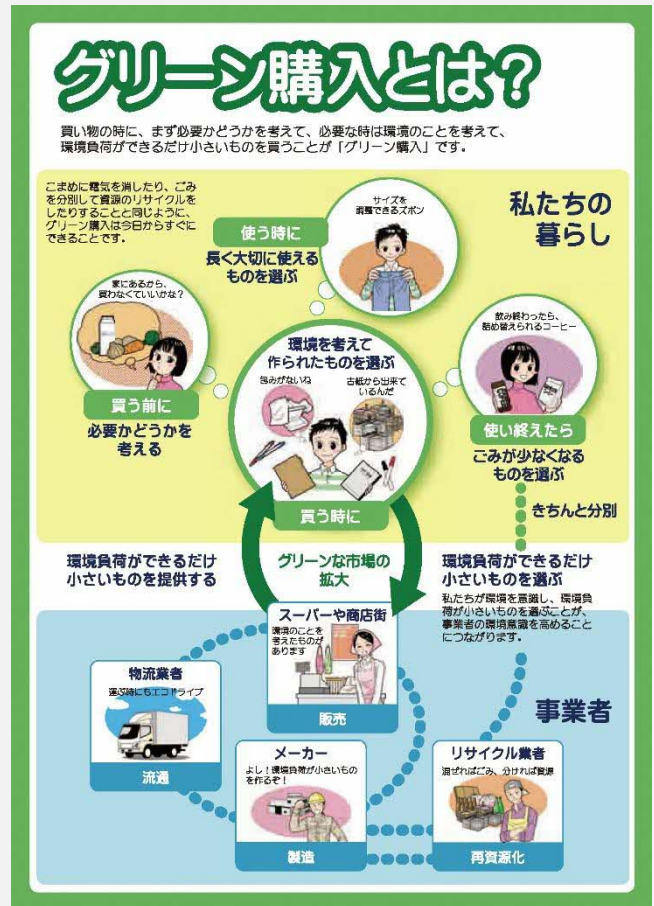
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）では、国や地方自治体、事業者がグリーン購入に率先して取り組むことを定めています。

本市においても、環境配慮製品の購入を推進しています。

エコマーク商品、再生品、省資源製品など、環境配慮製品は身近に多く存在しています。

一人一人の「賢い買い物」という選択が、企業の製品開発に影響を与え、やがて社会全体の環境配慮につながります。

毎日の買い物を通じて、廃棄物削減と循環型社会の実現にご協力ください。



(2) 市民の役割

市民は、物品を「買う・使う・捨てる」それぞれの場面において、ごみの減量と資源の有効利用に関する行動をとることが求められます。

具体的には、ごみの発生が少ない環境配慮型の商品やサービスを選択すること、物を修理して長く使用すること、食品ロスを削減すること、一般廃棄物の排出に当たっては市が定める分別区分に従い適正に分別排出を行うこと、市が実施する循環的利用の取組に協力することが必要です。

また、廃家電製品、廃自動車、使用済小型電子機器等の適正な引渡しを通じて、事業者が法律に基づき実施するリサイクルの仕組みに協力すること等、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資する取組を行う必要があります。

市民における取組

関係する
SDGsの目標



【ごみの排出抑制に関する取組】

(1) 買い物の際は、次のような商品を選べるだけ選択する

- ①包装(パッケージ)が少ないもの
- ②くり返し使えるもの(マイボトル、マイバッグ等)
- ③壊れにくく、長持ちするもの
- ④単一種類の素材でできていて、分別しやすいもの
- ⑤リサイクルされた材料や、植物等の再生可能な有機資源由来の材料を使ったもの
- ⑥必要に応じて、レンタル、リース、サブスクリプション、シェアリング等、「物を所有せず利用するサービス」を利用する

(2) 購入した商品を使用する際は、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ、壊れてもすぐに捨てず、修理してできるだけ長く使用する

(3) 食品トレイ等の店頭回収システムの利用

(4) 生ごみを捨てる前に、三角コーナーや水切り袋等を使って、水をしっかり切ってから捨てる

(5) 食品ロス削減に関する取組

- ①食品を購入する際は、消費期限・賞味期限の意味等、期限表示を正しく理解し、食べきれぬ量だけを購入するようにする
- ②家での食事では、購入した食品や作った料理をできるだけ食べ切り・使い切る。家での食事に残った料理は保存して次の食事食べる等して、食べ残しを減らす
- ③どうしても使い切れない場合は、フードドライブを活用する
- ④外食の際は、食べきれぬ量だけ注文し、食べ残しが出ないようにする。料理が残ってしまった場合は、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰る

【ごみの資源化に関する取組】

(1) 日常生活で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択する等、「グリーン購入」に努める

(2) まだ使用できるが自らには不要となった物品は、有価物として他者に譲渡して有効利用する(フリーマーケット、リサイクルショップ等の利活用)

- (3) 生ごみの堆肥化の実施及び生ごみ堆肥の積極的活用
- (4) 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、行政が実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

【その他の取組】

- (1) 紙類・草木類の適正排出の実施
- (2) 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・排出時間の厳守
- (3) 収集運搬車両やごみ処理施設での火災の原因となる小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）やライターについては「有害ごみ」として分別を徹底する
- (4) 生ごみ等をカラスや猫に荒らされないように工夫する
- (5) 分別及び排出ルールの徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、ごみの適正収集・運搬に協力する
- (6) 本市及び沖縄県等が実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- (7) 廃家電や粗大ごみ等を違法な不用品回収業者へ引き渡さない

コラム6 カラス・猫にごみを荒らされないために

近年、本市でもカラスの姿が多く見られるようになり、カラスや猫によるごみの散乱被害が発生しています。市街地には、カラスや猫の餌となる生ごみが多く存在することが、これらの動物が集まる主な要因となっています。

ごみ袋がカラスや猫に荒らされる被害を防ぐため、次の点にご協力ください。



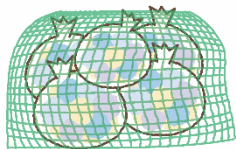
①生ごみを減らす。

食べ残しや食材のムダを減らしましょう。



②生ごみを隠して出す。

紙類で包んで外から見えないようにしたり、ビニール袋に入れて臭いが外に漏れないようにしましょう。



③ネットを活用する。

カラス・猫が触れないように目の細かいネットでごみ袋を覆ってみましょう。ネットの設置を検討されている方は、事前に調整する必要があるため、環境課へお問い合わせください。



④ごみは決められた曜日・時間に出す。

前日に出すと、カラス・猫に狙われやすくなります。収集日に出しましょう。
※収集日は朝8時までに出してください。

※ごみが荒らされた状態で長時間放置されると、さらにカラスや猫を呼び寄せる原因となり、収集作業にも支障をきたすおそれがあります。荒らされた場合は、速やかに片付けるようご協力をお願いします。

コラム7

「買い物のついでに社会貢献」～店頭での資源回収に参加しましょう～

限られた資源を有効に活用し、循環型社会を実現するためには、家庭から排出される資源物を適切に回収することが重要です。

スーパーマーケットなど身近な店舗では、日常生活で排出される資源物を効率的に回収するため、さまざまな店頭回収の取組が進められています。

店頭回収の対象品目は多岐にわたり、ペットボトル、食品トレー、紙パック、古紙、古着、廃食用油など、家庭からよく排出される資源物が回収対象となっています。

店舗の出入口付近に専用の回収ボックスが設置されている場合が多く、買い物のついでに手軽に利用できるのが特徴です。

家庭で保管する量を減らせるだけでなく、自治体の分別収集等と併せて活用することで、社会全体の資源回収量の増加やリサイクル率の向上、焼却量や最終処分量の削減につながります。これらは環境負荷の低減にも寄与します。

限りある地球の資源を大切に、次世代へ良好な環境を受け継いでいくためには、一人一人の協力が不可欠です。ぜひ、お近くの店舗で実施している資源物の店頭回収をご利用いただき、循環型社会の形成に向けた取組にご参加をお願いします。

店頭回収の事例

サンエーHP

「環境への取り組み」

<https://www.san-a.co.jp/company/csr/>



ユニオンHP

「エコへの取り組み」

<https://union-okinawa.com/topics/2001/>



コープおきなわHP

「コープおきなわりサイクルの取り組み」

<https://www.okinawa.coop/shops/environment/>



セブンイレブンHP

「セブン-イレブンが目指す環境配慮循環型社会」

<https://www.sej.co.jp/csr/sustainable/>



イオン琉球HP

「店頭リサイクル回収 CO2削減に向けた取り組み」

<https://www.aeon-ryukyu.jp/environment/ondanka/>



古紙(サンエーHPより)



ペットボトル(セブンイレブンHPより)



食品トレー等(イオン琉球HP)より

コラム 8 『食品ロス』について

『食品ロス』とは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では令和5年度に、約464万トンの食品ロス（家庭から約233万トン、事業者から約231万トン）が発生したと推計されています。

これは、国民一人当たり毎日約102グラム（おにぎり1個分に相当）の本来は食べられる食品を捨てていたこととなります。

国民一人当たり
毎日約102グラムの
食品ロスが発生
(R5年度)

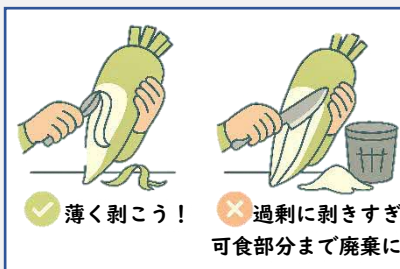


食品ロスの原因は大きく3つに分類されます

①直接廃棄	賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの
②過剰除去	野菜の皮などの不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分
③食べ残し	食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの



直接廃棄



過剰除去



食べ残し

コラム 9 食品ロス削減のためにできること ～ 生活での取組 ～

食品ロス削減のために以下の取組を実践しましょう！

買う時	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物前に冷蔵庫を確認する。 ・食べる分、使う分だけを買う。量り売りを活用する。 ・すぐに食べるなら手前をえらぶ「てまえどり」に協力する。
調理する時	<ul style="list-style-type: none"> ・作りすぎないように食べきれ的分だけを調理する。 ・野菜などの皮や茎まで捨てずに調理方法を工夫して使う。
食べる時	<ul style="list-style-type: none"> ・食べきれる量だけお皿に盛り付け、残さず食べる。 ・外食の際は、食べきれる量だけ注文し、食べ残しが出ないようにする。料理が残ってしまった場合は、飲食店に確認の上、自己責任の範囲で持ち帰る。 ・宴会開始30分、終了10分は席を立たずにしっかり食べる「3010運動」の実施。
保存する時	<ul style="list-style-type: none"> ・食材に合わせた保存方法で鮮度を保ち、使い切る。 ・食材の名前、日付を記入するなど、ひと目でわかるように整理し、使い忘れをなくす。


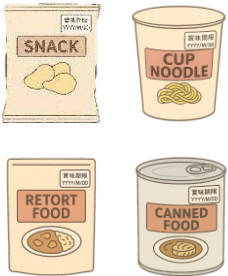
以下のホームページでは、食品ロス削減のアイデアなどが紹介されています。

環境省 HP 「食品ロスポータルサイト 消費者向け情報」

<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html>



『消費期限』と『賞味期限』を正しく理解しましょう！

<p>消費期限とは？</p>	<p>未開封で定められた方法で保存していた場合に「安全に食べられる期限」のことで、お弁当、サンドイッチ、おにぎり、ケーキ等、傷みやすい食品に表示されています。</p>	
<p>賞味期限とは？</p>	<p>未開封で定められた方法で保存していた場合に「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことで、スナック菓子、カップ麺、レトルト食品、缶詰、ペットボトル飲料等、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。ただし、一度開封した食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。</p>	

どうしても食べられない場合は『フードドライブ』を活用しましょう！

『フードドライブ』とは、家庭で消費されず余っている未開封かつ賞味期限内の食品を集め、フードバンクや社会福祉協議会などを通じて食品を必要とされる方に提供する活動であり、食品ロスの削減と生活困窮者支援などにつながります。

フードドライブを実施している店舗や窓口などが以下のホームページで紹介されています。

沖縄県内のフードドライブ実施場所(沖縄県 生活福祉部 生活安全安心課 HP)
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/shoku/1023571/1031388/index.html>



社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会 HP フードバンク事業
<https://www.okicityshakyo.com/food-bank/>



(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴い排出されるごみを自らの責任において適正に処理する必要があります。

事業者は、製品の製造、流通、販売等の各段階において、ごみの発生抑制及び減量化に努め、ごみの適正な循環的利用及び処分により、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むことが求められます。また、製品が廃棄される段階を考慮し、再生利用が容易で環境負荷の少ない製品を設計、製造することが重要となります。

廃棄物の処理を委託する場合は、許可を有する処理業者を選定し、適正な対価を支払う必要があります。さらに、自社製品の自主的な回収及び再資源化に取り組むことが求められます。

事業者における取組

関係する
SDGsの目標



【ごみの排出抑制に関する取組】

(1) 事業所における取組

- ①事務処理のペーパーレス化を検討・採用する
- ②従業員の環境意識の向上や環境教育の充実を図る

(2) 製造段階での取組

- ①ごみを減らす設計とする
 - ・容器や包装を小さく、シンプルにする
 - ・商品のサイズを実際の使用量に合わせる
- ②長く使える商品を作る
 - ・何度も使える商品、丈夫で壊れにくい商品を製造・販売する
 - ・部品交換や修理がしやすい構造にする
 - ・修理サービスの体制を整える
- ③環境に配慮した素材を使う
 - ・再生材料や植物等の再生可能な有機資源由来の材料をできるだけ使用する
 - ・製品が作られてから捨てられるまでの環境への影響を評価する

(3) 販売段階での取組

- ①容器包装廃棄物の簡素化(包装材・梱包材の削減等)に努める
- ②飲食店等は使い捨て製品の使用を控える
- ③量り売り等の実施
- ④賞味期限・消費期限が近い商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう工夫を行う
- ⑤リユース(再使用)容器製品・詰め替え製品・リサイクル商品・耐久性に優れた繰り返し使える製品等の環境配慮型商品を販売する
- ⑥環境配慮型商品の表示を行い、消費者が環境に優しい商品を選べるよう情報提供を行う
- ⑦製造・販売した商品の修理体制を整備する
- ⑧消費者が製品の廃棄からリサイクルまでの仕組みがわかるよう情報提供を行う(家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の周知促進)

(4) 食品関連事業者での取組

- ① 食べ物の無駄(食品ロス)を把握して減らす
- ② 売れ残り品や廃棄食品について、食品リサイクル法等の関係法令に基づき、飼料や肥料として再生利用する

(5) 「廃棄物減量計画(仮称)」の作成(多量排出事業者)

【ごみの資源化に関する取組】

- (1) 紙等の資源化物の分別排出
- (2) 再生紙等のリサイクル製品の使用
- (3) 食品廃棄物の資源化の実施
- (4) 生ごみの堆肥化の実施及び生ごみ堆肥の積極的活用
- (5) 廃棄物の分別排出・回収への協力

【その他の取組】

- (1) 事業活動で使用する製品等は、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択する等、「グリーン購入」に努める
- (2) 地域の環境活動に積極的に参加する
- (3) 適切なごみ処理の実施
 - ① 自社でごみをリサイクルするか、リサイクルできる業者に依頼する
 - ② ごみ処理業者には適正な料金を支払い、許可業者を利用する
- (4) 分別及び排出ルールの徹底並びに散乱ごみの発生防止対策の充実を図り、ごみの適正収集・運搬に協力する

コラム11 「無許可」の回収業者を利用しないでください!

廃棄物(廃家電など含む)の処分に、許可を得ていない違法な回収業者を利用していませんか?
これらの違法な回収業者によって回収された廃家電などの多くは不適正に処理されています。回収を依頼するときは、適正な業者にお願いしましょう。

なぜ「許可」が必要なのか・・・

廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬・処分を行うには、市町村の許可が必要と定められています。この許可制度は、

- ・適切な設備や体制を持つ業者だけが業務を行えるようにする
- ・不適正処理による環境汚染や不法投棄を防ぐ
- ・市民の皆さまの安全と生活環境を守る

ための大切な仕組みです。

許可を受けた業者は、法令に基づく基準を満たし、定期的な監督を受けています。一方、無許可業者はこうしたチェックを受けておらず、適正な処理が行われる保証がありません。

無許可業者に依頼するとどうなるのか・・・

【排出者責任】

廃棄物処理法では、廃棄物を出す人(排出者)にも責任があります。

無許可業者が不法投棄などの不適正処理を行った場合、依頼した排出者が「適正な処理を行わせる義務を怠った」と判断され、責任を問われる可能性があります。

無許可業者への依頼そのものが法律違反となり、罰則の対象となることがあります。「知らなかった」では済まされないケースもあるため、注意が必要です。

許可業者を確認するポイント・・・

【許可証の提示を求める】

許可業者は、市町村が発行した「一般廃棄物収集運搬業許可証」を持っています。許可番号・有効期限・業務範囲などを確認しましょう。

【許可業者名簿を確認する】

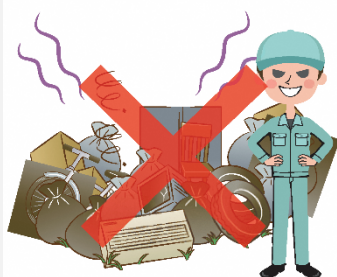
本市ホームページにて、許可業者の業者名・住所・電話番号を公表しています。

沖縄市 HP 「事業系一般廃棄物収集運搬許可業者（許可業者）」

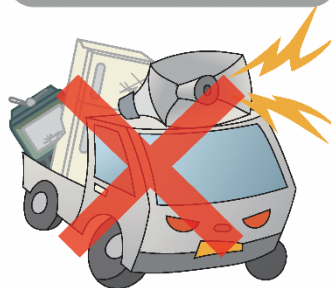
<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017-001/kurashi/gomi/ippanhaikibutsu/299.html>



空き地型回収



トラック型回収



チラシ配布型回収



無許可業者の典型パターン

8. ごみの分別区分

ごみの分別については、現状の分別区分を維持することとします。

現状において、資源ごみの分別対象となっていない資源化できる可能性のあるものについては、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、資源化の可能性について協議を行います。

表 35 生活系ごみの分別区分

分別区分		出し方	収集回収	主な品目等
1. もやせるごみ		指定ごみ袋 (有料)	週 2 回	プラスチック、ゴム、皮革、生ごみ、油、紙おむつ、紙くず 等
2. もやせないごみ		指定ごみ袋 (有料)	週 1 回	金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品 等
3. 草木類		透明袋又は束ねる	週 1 回 (7点からは申込制)	草木 ・ 1m以内に切って 10kg 以内で束ねる ・ 10kg 以内で 45L 以下の透明袋に入れる
4. 資源ごみ	かん	透明袋	週 1 回	飲料用のスチール缶・アルミ缶、スプレー缶、調味料容器(かん) 等
	びん	透明袋		飲料用のびん、調味料容器(びん)、漬物びん 等
	ペットボトル	透明袋		ペットボトルの識別表示マークのある容器 (飲料用、調味料用)
	紙類	紙ひもで縛る又は紙袋・段ボールに入れる		新聞・チラシ、段ボール、本・雑誌、紙パック、雑がみ 等
5. 有害ごみ		種類別に透明袋	週 1 回	蛍光管、水銀体温計、ライター、電池、充電式電池
6. 粗大ごみ		処理券 (有料)	申込制	家具類(机・こたつ・タンス・ソファ・イス)、寝具類(毛布・布団類・ベッド・マット・ベッド枠)、じゅうたん、カーペット、畳、自転車、板切れ、電子ピアノ、物干しざお、ブラインド、金属・プラスチック製パイプ 等

表 36 事業系ごみの分別区分

分別区分		出し方	収集回数	主な品目等
1. もやせるごみ		透明袋	事業系ごみ収集運搬業者（許可業者）との契約により決定	プラスチック、紙くず、生ごみ、ゴム・皮革製品 等
2. もやせないごみ		透明袋		金属、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品、小型家電製品 等
3. 資源ごみ	かん	透明袋		飲料用のスチール缶・アルミ缶、スプレー缶、調味料容器(かん) 等
	びん	透明袋		飲料用のびん、調味料容器(びん)、漬物びん 等
	ペットボトル	透明袋		ペットボトルの識別表示マークのある容器（飲料用、調味料用）
	紙類	紙ひもで縛る又は紙袋・段ボールに入れる	新聞・チラシ、段ボール、本・雑誌、紙パック、雑がみ 等	

9. 排出抑制・再資源化計画

(1) 生ごみの減量化及びリサイクルの推進

可燃ごみのごみ質調査の結果（26 ページ参照）では、重量比で約4割が水分であり、その多くは厨芥類（生ごみ）に由来しています。このことから、さらなるごみ排出量の削減に向けて、食品の「食べきり」「使いきり」及び生ごみの「水きり」を内容とする「3きり運動」を推進するとともに、特に水きりの徹底（「もう一絞り」）を図り、生ごみの減量化を促進します。

また、生ごみ処理機器等の購入に対する補助制度を継続し、生ごみの減量化及び堆肥化による再資源化を促進します。

学校給食センター、病院、ホテル、スーパーマーケット及び飲食店等の事業活動に伴い排出される生ごみについては、減量化に向けた取組を促進するとともに、民間の再資源化ルートを活用等を通じて再資源化を推進します。また、事業者間の連携を推進し、事業系生ごみの減量及び再資源化の促進を図ります。

(2) 家庭、地域、学校及び事業所での取組の推進

家庭、地域、学校及び事業所ごとに、ごみ減量化の取組を推進するため、マニュアルやアイデア集について、クリーン指導員と連携して普及啓発に努めます。また、説明会や学習会の開催を支援するとともに、必要に応じて講師の派遣等を行います。

(3) 小売店・商店街との連携

ごみの発生抑制のため、レジ袋の削減対策とともに、過剰包装の抑制等について、小売店や商店街と協力・連携を進め、普及啓発に努めます。

(4) 不要品の再使用の促進

倉浜衛生施設組合のエコループ池原（リサイクルセンター）において、粗大ごみ等の再使用を促進します。また、3R（リデュース・リユース・リサイクル）やごみ問題、環境問題に対する意識啓発の場としてリサイクルセンターを活用し、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携します。

(5) 剪定枝・草、木くずのリサイクルの促進

草木類は資源ごみとして収集し、倉浜衛生施設組合または民間の再資源化業者により処理及び再資源化を行っています。

再資源化の推進について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、適宜見直しを行います。

(6) 分別の徹底及び再検討

再資源化できる紙類等が「もやせるごみ」として排出されている実態があることから、ごみ分別をさらに徹底します。

これらの分別については協力度を高めるため、リサイクルルートの情報提供等を積極的に行います。また、リサイクルの効率的な促進のため、現在の分別について倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携し、適宜見直しを行います。

コラム 12 3 きり運動を始めましょう! ~食品ロス・ごみ排出量削減~

もえるごみの約4割が水分であり、その多くは生ごみに由来しています。
食品ロス・ごみ排出量削減に大きく効果が期待できる身近な取組が『3きり運動』です。
食べ物の『食べきり』、『使いきり』、生ごみの『水きり』を心がけ、ごみを減らしましょう!

「3きり運動」を始めましょう!



食べきり

食べる量を把握し、作りすぎないようにして、食べ残しを減らしましょう。



使いきり

食材は、買い物前に冷蔵庫の中を確認し、必要な分だけ買い、表示されている正しい保存で無駄なく活用しましょう。



水きり

生ごみの約8割が水分と言われています。生ごみは捨てる前に水を切り、水分を減らしましょう。

生ごみをしっかり水切りすることで、ごみの量が減少し、運搬や焼却処理時のエネルギー削減にもつながります。

生ごみは、軽く絞ってから捨てるよう心がけましょう。

『3きり運動』は、環境負荷の軽減だけでなく、食費の節約やごみ出しの負担軽減にもつながる、暮らしに役立つ取組です。今日からできる小さな一歩を、ぜひご家庭や地域で実践してみてください。



コラム 13 生ごみ処理機等への購入補助制度

家庭から出る生ごみ等の堆肥化を促進し、ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)、生ごみ処理菌等を購入する市民に対して補助金を交付する制度があります。

※堆肥化できる処理機・処理容器に限るため、ディスポーザーは補助対象外となります。

【申込方法】

販売指定店で商品を購入する前に申請書及び見積書等を本市環境課へ提出してください。

販売指定店以外で商品を購入した場合や、購入後の受付は補助金の交付を受けることはできません。

販売指定店や資格要件等詳細については本市環境課へお問い合わせください。



沖縄市 HP 「生ごみ処理器機等購入補助金制度利用者募集」

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017-001/kurashi/gomi/dashikata/35823.html>



コラム 14 倉浜衛生施設組合『リユースブース』について

沖縄市、宜野湾市、北谷町で構成している倉浜衛生施設組合では、「ごみ減量」及び「資源の有効活用」を図るために、市民の皆様から回収した粗大ごみから「リユース可能な粗大ごみ」を選別し、当該施設のリユースブースにおいてリユース品を構成市町にお住いの市民のみなさまへ無償で提供いたします。

本市及び倉浜衛生施設組合ホームページでは、リユース品の写真を掲載しております。

沖縄市 HP 「倉浜リユース情報」

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017/contents/p00074.html>



倉浜衛生施設組合 HP 「くらはまリユースブース」

<https://www.kurahama.or.jp/riyusu/index.html>



くらはまリユースブース
(リサイクル棟3階 展示ホール)

注意事項

リユース品は、既に譲渡されている可能性があります。「ご希望のリユース品の有無」や「リユースブースに関するお問い合わせ」は、直接「倉浜衛生施設組合」へお問い合わせください。

(7) ごみ出しルールの徹底

市の広報やホームページなどの媒体を利用して、分別とごみ出しルールの周知徹底を図ります。

(8) ごみ処理費用に関する検討

ごみ処理に係る費用を広く公表し、費用負担のあり方を市民・事業者と一体となって検討します。また、指定ごみ袋等の手数料については、負担の公平化及び排出抑制の観点から、必要に応じて見直しを検討します。

(9) 情報の公開

ごみに関する各種情報（ごみ排出量の推移、資源化の状況、ごみ減量化目標の達成状況等）を市の広報紙やホームページへの掲載等により公開し、市民等へのごみ減量化・再資源化に関する意識啓発を図ります。

(10) クリーン指導員の活動支援とごみ学習会の開催

クリーン指導員の活動支援を行うとともに、地域や学校、職場等において、ごみに関する学習会を開催し、ごみ問題や環境美化活動への理解を深める取組を行います。これらにより、市民・行政が一体となって取り組む地域環境美化活動を推進します。

(11) 不法投棄対策

地域の自治会及びクリーン指導員や関係機関と連携し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、パトロールの強化や立て看板の提供等を行い、不法投棄防止対策を強化します。

(12) 適正処理困難物への対応

適正処理困難物（ガスボンベ、建築資材、ピアノ等）については、専門の処理業者により処理することとしています。排出者である市民に対しては情報提供やルール等の周知を図り、処理業者と連携した処理体制の構築等により、適正処理を推進します。

(13) 家電リサイクル法、パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法・小型家電リサイクル法）等への対応

家電リサイクル、パソコンリサイクルの対象となるものは、それぞれの法律に基づき自主回収・再資源化業者（メーカー等）、販売店、消費者がそれぞれの役割を果たしながらリサイクルを行います。また、市民に対するリサイクル推進への情報を発信します。

(14) 在宅医療に伴う医療系廃棄物の排出ルールの策定

在宅医療の普及に伴い、家庭から排出される医療系一般廃棄物について、医療機関等と連携し排出ルールの策定に向け調査・研究を行います。

(15) 多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法への対応

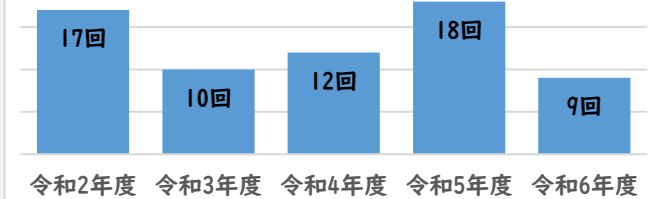
多様化する市民ニーズ及び製品の高機能化・多様化に伴う廃棄方法の変化を的確に把握し、ごみの収集・運搬の利便性及び安全性の一層の向上に努めます。

リチウムイオン電池は、強い衝撃が加わると発煙・発火するおそれがあります。ごみの収集・運搬や、施設での破碎・選別等の過程でリチウムイオン電池が混入すると、火災につながるおそれがあり危険です。

全国ではリチウムイオン電池が出火原因となった事例が報告されており、倉浜衛生施設組合ごみ処理施設内においても「もやせるごみ」や「もやせないごみ」への混入が原因と考えられる発煙・発火が確認されています。

火災によりごみ処理施設の運転が停止した場合、市全体のごみ処理に重大な支障を来す恐れがあります。安全なごみ処理のため、リチウムイオン電池等の分別排出にご協力をお願いします。

倉浜衛生施設組合での発煙・発火回数



『家庭』からの排出方法

本市では、**家庭から出される**リチウムイオン電池等の充電式電池及びボタン電池について「有害ごみ」として収集を行っています。

対象品目(充電式電池が使用されている機器の一例)や出し方、並びに回収協力店の情報は本市ホームページにてご案内しております。

充電式電池・ボタン電池を有害ごみで収集開始

1. 充電式電池

(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池)

液漏れ、膨張、リサイクルマークがなくても回収します。電池が簡単に取り外せないものは、そのまま透明袋に入れてお出しく下さい。
※自動車用バッテリー(鉛蓄電池)は出せません。



捨て方

- ・金属端子部分 電極にテープを貼って絶縁をお願いします。
- ・透明の袋に入れて「有害ごみ」の目に出してください。

※充電式電池は、使い捨て電池(アルカリ・マンガン・ボタン・コイン等)と袋を分けて出してください。
※4.5Lの袋に入らない場合は10kgを超える場合は粗大ごみ



2. ボタン電池

ボタン電池には、LR、SR、PRの文字が記入されています。



沖縄市 HP

「令和7年4月から有害ごみとして充電式電池・ボタン電池の収集を開始します。」

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017-001/kurashi/gomi/dashikata/301.html>



『事業所』からの排出方法

事業所から排出される電池類は、産業廃棄物となりますので産業廃棄物処理業者へご相談ください。

沖縄県 HP 「産業廃棄物処理業者名簿」

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004144/1004165.html>



環境省 HP

「環境再生・資源循環 リチウムイオン電池関係」

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html



事業者のみならず
使用済みリチウムイオン電池は
分別して適切に排出してください

ぼくら本当に発火しちゃいますから！
本当まじ勘弁だつーの！



不要になったリチウムイオン電池・電池使用製品は、
【事業所・工場】分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託してください。
【ご家庭】お住まいの市町村のごみ捨てルールに従って、捨ててください。

10. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の主体

本市における一般廃棄物の収集・運搬は、現行どおり、一般家庭から排出される生活系ごみについては「委託業者」、事業所から排出される事業系ごみについては「許可業者」が行います。

(2) 収集対象区域

ごみの収集対象区域は、沖縄市の行政区域のうち、在日米軍施設を除く全域とします。

(3) 収集方式

生活系ごみの収集は、原則門前収集により行っておりますが、パッカー車等のごみ収集車両が門前まで行くことが出来ない等の理由により、一部地域ではステーション方式により生活系ごみの収集を行っています。

今後はステーション方式により生活系ごみの収集を行っている地域については可能な限り門前収集へ移行を進めます。

事業所から排出される事業系ごみは、事業者と許可業者との契約に基づき、収集・運搬を行っており、今後も現行の体制により適切な収集・運搬を行います。

(4) その他収集・運搬に関する取組

① 安定かつ効率的な収集・運搬体制の継続

本市が主体となり、安定かつ効率的なごみの収集・運搬体制の維持及び確保に努めます。

また、ごみの排出量に大きな変動が生じた場合や、将来、ごみの分別区分や処理体系が変更される場合等には、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを行います。

② 収集・運搬の利便性の向上

市民サービス向上の観点から、生活上の介助を要する障がい者や高齢者等のいる世帯に配慮した収集体制について、本市におけるニーズや実態を踏まえた体制を構築するため、調査・検討を行います。

③ 収集・運搬の環境負荷の低減

本市におけるごみ収集車は、その大半がディーゼル車である事を踏まえ、温室効果ガス削減を図るため、環境負荷低減に資する車両及び燃料について調査・検討を行います。

11. 中間処理計画

(1) もやせるごみの処理

もやせるごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっており、同組合の「エコトピア池原（熱回収施設）」において溶融処理を行っています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(2) もやさないごみ、粗大ごみ、有害ごみの処理

もやさないごみ、粗大ごみ及び有害ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において破碎・選別処理等を行っています。

また、バッテリー等の有害ごみの一部は、民間業者へ処理を委託しています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(3) 資源ごみの処理

資源ごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となっており、同組合の「エコループ池原（リサイクルセンター）」において選別・圧縮・梱包処理及び一時保管を行っています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

(4) その他中間処理に関する取組

① 中間処理施設の適正管理

倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）との連携のもと、中間処理施設の適正な維持管理・運転管理及び公害防止対策に努めます。

② 中間処理段階の循環利用の促進

中間処理段階において以下に示す循環利用を促進します。

- ・熱回収施設における金属類及び溶融スラグの有効利用並びに余熱利用（発電）の促進
- ・エコループ池原（リサイクルセンター）における不燃性粗大ごみからの金属類の回収の徹底及び分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類等の適正な資源化の実施
- ・草木類の再資源化の促進

12. 最終処分計画

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣は、倉浜衛生施設組合の「エコボウル倉浜(最終処分場)」にて埋立処分が行われています。

今後も現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による最終処分を継続します。

また、以下の事項についても取組みます。

①最終処分場の適正管理

維持管理基準の遵守と周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分が継続できるよう、倉浜衛生施設組合及び構成市町（宜野湾市、北谷町）と連携していきます。

②最終処分量の最小化

最終処分場の延命化及び環境への負荷の抑制のため、ごみの排出抑制や分別の徹底、中間処理によるごみの減量化・資源化を行い、最終処分量の最小化を促進します。特にもやさないごみ、粗大ごみについて有価物等のリユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、埋立対象物の減量化を促進します。

13. ごみ処理施設の整備に関する計画

(1) 中間処理施設

もやせるごみの中間処理を行う「エコトピア池原（熱回収施設）」、もやさないごみ、粗大ごみ及び有害ごみの中間処理を行う「エコループ池原（リサイクルセンター）」は、倉浜衛生施設組合が運営・管理し、平成 22 年 4 月に供用を開始した施設であり、現在に至るまで順調な処理機能を維持しています。

しかしながら、供用開始から 15 年が経過していることから、施設の長寿命化を図るため、エコトピア池原（熱回収施設）は、令和 5～13 年度に改修工事を予定しており、エコループ池原（リサイクルセンター）は、令和 10～14 年度に改修工事を予定しています。

今後も、倉浜衛生施設組合と連携し、計画的な改修事業を推進し、安定した施設運営が図られるよう維持管理及び運営に協力します。

(2) 最終処分場

中間処理により発生する飛灰固化物及び不燃残渣の埋立処分を行う「エコボウル倉浜（最終処分場）」は、倉浜衛生施設組合が運営・管理し、平成 9 年 4 月に供用を開始した施設であり、令和 6 年度末現在、最終処分場の埋立率は約 57%に達しています。

今後も、市民への分別排出指導の徹底、事業系ごみの減量化指導、リサイクル可能な資源の回収強化等により、最終処分場への埋立廃棄物の削減を推進します。

また、エコボウル倉浜（最終処分場）は、供用開始から 28 年が経過していることから、施設の長寿命化を図るため、埋立完了区域のキャッピング工事を実施しており、令和 6～7 年度に改修工事を実施しています。

今後も、倉浜衛生施設組合と連携し、計画的な改修事業を推進し、安定した施設運営が図られるよう維持管理及び運営に協力します。

14. その他の計画

(1) 事業者等への協力要請

製造事業者による自主回収ルートの確立及びごみにならない容器の利用促進や適正処理困難物等の処理施設整備を関係機関に要請します。

(2) 災害対策

災害発生時の廃棄物処理の円滑な実施に向け、「沖縄市災害廃棄物処理計画(令和6年3月策定)」に基づき、収集・運搬及び処理の体制構築、周辺自治体や沖縄県など関係機関との連携体制の整備などを進めます。

(3) 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、ごみの減量化目標を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

本計画は、図37のようなPlan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

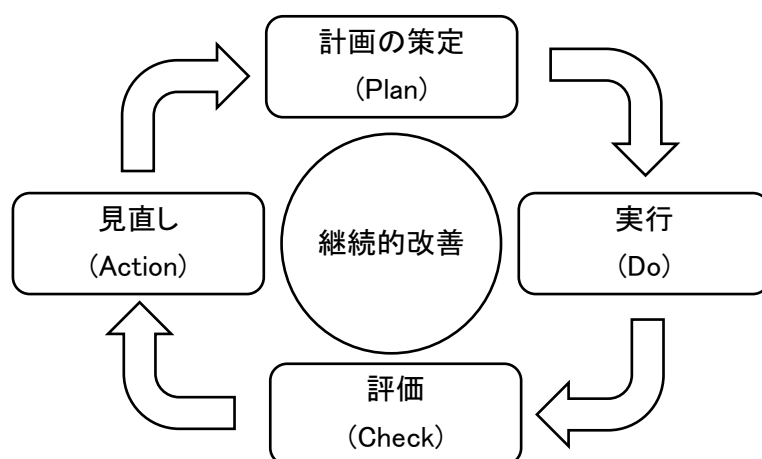


図 37 PDCA システム

(4) 推進体制

本市、市民及び事業者との協力・協働への取組により一般廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するため、行政、市民、事業者が一体となった取組が必要となります。イベントなどの啓発事業の実施により、さらなる連携を図っていきます。